

豊郷町

地球温暖化対策実行計画

令和8年 4月

豊郷町

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

目次

第1章 計画策定の背景

1-1	気候変動の影響.....	1
1-2	地球温暖化対策を巡る国内外の動向.....	2
1-3	豊郷町の取組.....	5

第2章 計画の基本的事項

2-1	計画の位置づけ.....	6
2-2	計画期間.....	7
2-3	計画範囲.....	7

第3章 豊郷町の地域特性

3-1	自然的特性.....	10
3-2	経済的特性.....	15
3-3	社会的特性.....	17
3-4	再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル.....	20
3-5	地球温暖化に関する意識・取組 (町民・事業者意識調査結果、事業者ヒアリング結果).....	25

第4章 二酸化炭素排出量の現況推計と将来推計

4-1	二酸化炭素排出量の現況推計.....	33
4-2	二酸化炭素排出量の将来推計.....	35

第5章 将来像と計画の目標

5-1	将来像と計画の目標.....	39
5-2	地域課題同時解決の考え方.....	39
5-3	二酸化炭素排出量削減目標.....	40
5-4	再生可能エネルギー導入目標.....	41

第6章 目標達成に向けた施策

6-1	施策の体系図	42
6-2	施策の推進	43

第7章 事務事業編

7-1	現況について	58
7-2	排出削減目標の設定	60
7-3	町における率直的な取り組みの推進	61

第8章 計画の推進体制・進捗管理

8-1	計画の推進体制	63
8-2	計画の進捗管理	64

資料編

資料編	65
-----	-------	----

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・脚注は「※」で示しています。

第1章 計画策定の背景



1-1 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足等人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

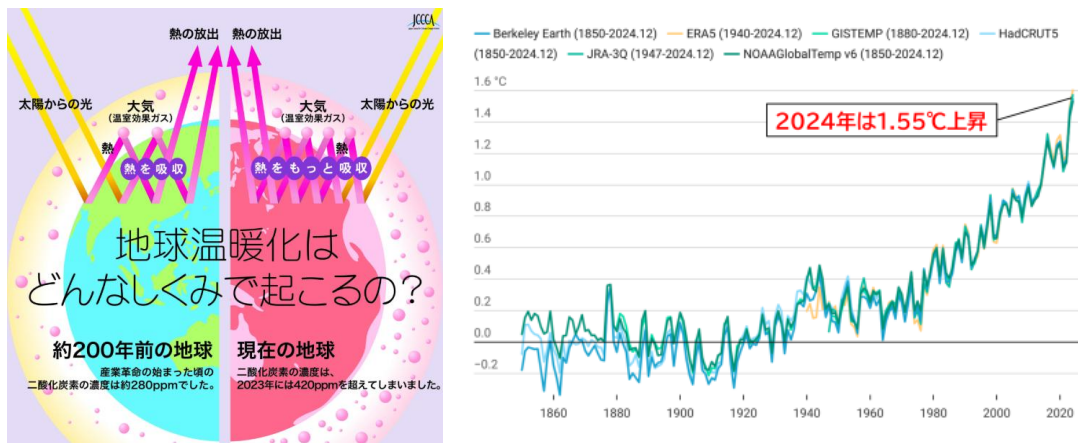


図1-1 地球温暖化の仕組みと世界平均気温の変化（年平均）

左図出典：全国地球温暖化防止活動推進センター
右図：WMO（世界気象機関）のコンテンツを加工して作成

本町においても、近年大型化した台風や集中豪雨といった過去にない自然災害が発生しています。自然災害の激甚化・頻発化は、町民の生命や財産を脅かし、人的被害・物的被害といった甚大な影響を及ぼします。

表1-1 本県において近年発生した主な自然災害

災害名	主な事象
平成 25 (2013) 年 台風第 18 号による記録的豪雨	記録的豪雨による床上床下浸水をはじめ、全壊・半壊などの住宅被害が多数発生。
令和3 (2021) 年 記録的な大雪による被害	非常に強い寒気の影響で滋賀県北部や東近江地域で記録的な大雪に。交通の全面ストップや住家・農業施設等への被害、停電などが発生。
令和4 (2022) 年 河川の氾濫による田んぼの冠水	梅雨前線と低気圧の影響で、記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂崩れなど広範囲にわたる被害が発生。 滋賀県長浜市では高時川が氾濫し、田んぼが冠水。

1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに 2010年比で約 45%削減」し、「2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。

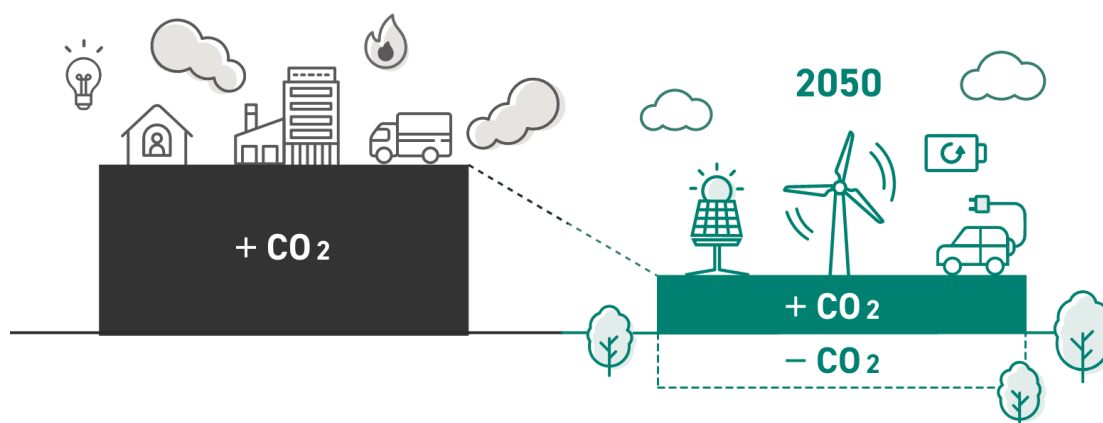


図1-2 カーボンニュートラルのイメージ

出典：脱炭素ポータル

また、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者等全ての個人、団体が取組主体となっています。17の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。



図1-3 SDGs17の目標

出典：国際連合広報センター

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法(以下、「温対法」という。)が施行されました。

温対法では、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5(2023)年5月には、GX(グリーントランスフォーメーション)を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(以下、「GX推進法」という。)が公布されました。

令和7(2025)年2月には、温暖化対策を定めた「地球温暖化対策計画」の改定、エネルギー政策の方針を示す「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。

地球温暖化対策計画では、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という、新たな削減目標を決定しました。

第7次エネルギー基本計画では、2040年度の電源構成として「再生可能エネルギーを4割~5割程度とし、主力電源として最大限導入する」と位置づけました。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和7(2025)年12月末現在、全国1,196自治体、滋賀県内では、10自治体が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しています。

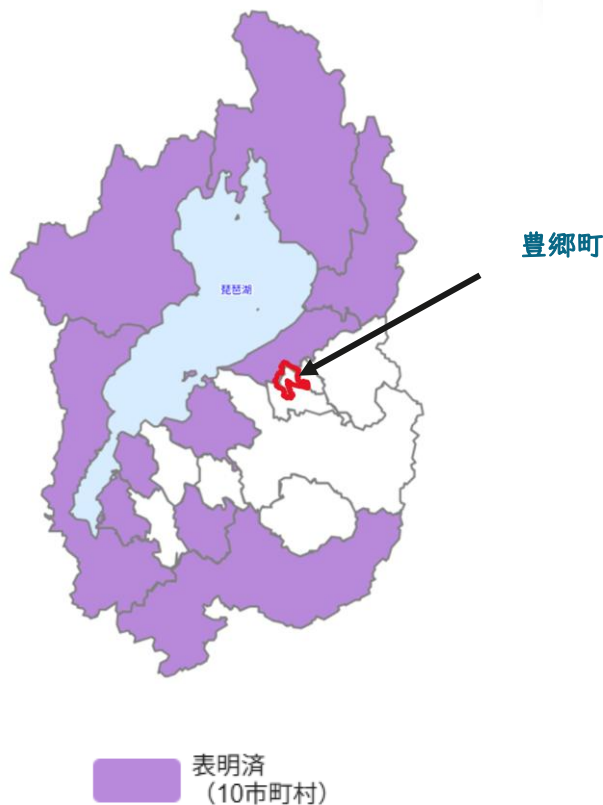


図1-4 ゼロカーボンシティ表明自治体と滋賀県内における表明状況

出典：環境省

脱炭素化に向けた取組が進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。異常気象は今後も頻繁に発生したり深刻化したりすることが懸念されており、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠になります。

日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成30(2018)年に制定し、令和6(2024)年4月には熱中症対策強化のため、改正気候変動適応法が施行されました。各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。



図1-5 地球温暖化と適応策、緩和策の関係

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(3) 滋賀県の取組

滋賀県では、令和2(2020)年に「しが CO₂ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言」を行い、県民・事業者・行政が一体となったネットゼロ社会づくりを呼びかけました。令和4(2022)年には、県域における温室効果ガス排出量の削減目標およびその達成に向けた取組を定めた「滋賀県 CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定しました。本計画では、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現を目指し、その中間目標として令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で50%削減することを掲げています。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大を目的とした「再生可能エネルギー電気供給拡大計画書制度」の運用や、令和6(2024)年には「滋賀県企業庁脱炭素ロードマップ」を策定し、公共施設や水道・工業用水などのインフラ事業における脱炭素化の道筋を示しています。

これらの取組を総合的に進めることで、滋賀県は地域全体での温室効果ガス削減と、持続可能な社会の実現を目指しています。

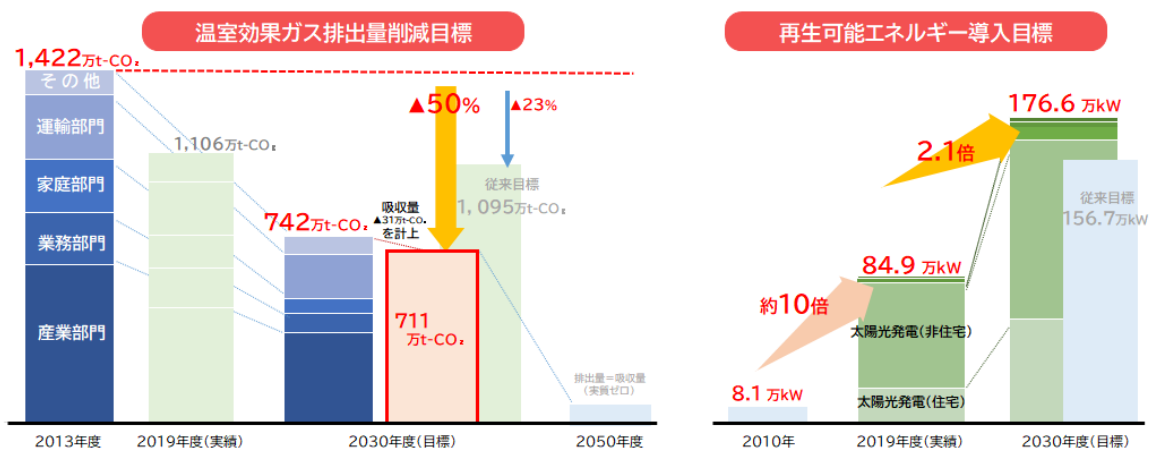


図1-6 滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画 中期目標

出典：滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画ホームページ

1-3 豊郷町の取組

本町は平成31(2019)年3月に、「第5次豊郷町総合計画」を策定し、「暮らしの安全・安心力アップ」を基本目標の一つに掲げ、環境保全や循環型社会の形成など、自然と共生する持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を推進してきました。

昨今の社会情勢を踏まえ、地球温暖化の防止に向けた温室効果ガスの削減対策をより一層推進し、顕在化しつつある気候変動の影響に適応するため、「豊郷町地球温暖化防止実行計画」を策定します。

第2章 計画の基本的事項



2-1 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第5次豊郷町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」（令和7（2025）年2月閣議決定）、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（※彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の1市4町による広域計画）、「豊郷甲良都市計画」（※甲良町との共同都市計画）等と整合を図り推進します。

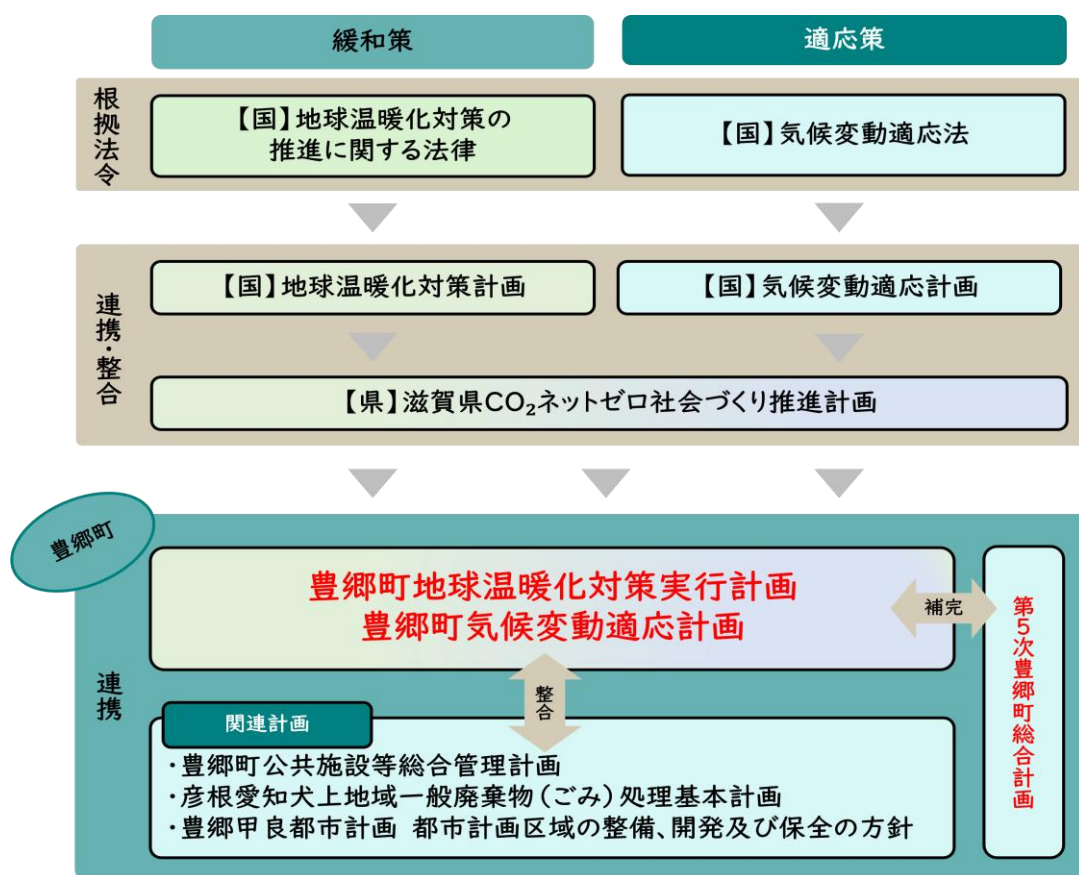


図2-1 計画の位置づけ

2-2 計画期間

本計画の計画期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

基準年度は次のとおり設定します。

まず、区域施策編については、国の「地球温暖化対策計画」、「滋賀県 CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を踏まえ、平成25(2013)年度を基準年度とし、目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度とします。

事務事業編については、町におけるエネルギー使用量の実績値が把握可能な平成27(2015)年度^{*}を基準年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて数年ごとに見直しを図ります。
^{*}国の「地球温暖化対策計画」においては、基準年度を平成25(2013)年度としていますが、町のエネルギー使用量実績値は平成27(2015)年度であることから、本計画では平成27(2015)年度を基準年度とします。

H25 (2013)	H27 (2015)	…	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
区域施策編 基準年度	事務事業編 基準年度		計画策定				目標年度
			計画期間5年間				

図2-2 計画期間

2-3 計画範囲

(1) 対象とする範囲(区域施策編)

豊郷町全域を対象とします。町、町民、町内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	豊郷町全域
------	-------

(2) 対象とする範囲（事務事業編）

原則として役場が行う事務・事業及びすべての所属、すべての職員とします。ただし、委託等により外部機関で実施しているものについては、計画の対象範囲外としますが、温室効果ガスの排出抑制について必要な措置を講じるように要請します。

対象課名	対象施設
総務課	役場庁舎・防災倉庫・公用車（消防車×2・消防広報車・可搬式ポンプ車含む）
人権政策課	隣保館・大町老人憩の家・三ツ池老人憩の家・三ツ池教育集会所・児童館・大町教育集会所・公営住宅（共用部）・改良住宅（共用部）・公用車
産業振興課	いきがい協働センター・育苗サブセンター
企画振興課	高野瀬池公園
学校教育課・総務課	豊郷小学校旧校舎群
社会教育課	豊栄のさと・公用車
保健体育課	武道館
住民生活課	公用車
医療保険課	公用車
地域整備課	公用車
学校教育課	豊郷小学校・日栄小学校・豊日中学校・豊郷幼稚園・バス

(3) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(4) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表2-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門 ^{※1}	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門 ^{※2}	
家庭部門 ^{※3}	
運輸部門 ^{※4}	自動車（旅客）
	自動車（貨物）
廃棄物分野（焼却処分） ^{※5}	一般廃棄物

※1…製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

第3章 豊郷町の地域特性



3-1 自然的特性

(1) 地域の概況

本町は、滋賀県東部に位置しており、南北は4.9 km、東西は5.7 kmにおよび、総面積は7.8 km²です。彦根市・甲良町・愛荘町に隣接し、ほぼ全域が平坦地で、田畑が5割強、宅地が2割強を占めています。中山道の高宮宿と愛知川宿の間に位置し、まちの中央部を街道王位の街並みが広がり、その周囲に農村集落が広がっています。

歴史的には、日本最古の庭園のひとつといわれる阿自岐庭園（阿自岐神社）にみられるように古くから開けた土地で、中世に創建された寺院が今も残されています。戦国時代にはまちも戦火に焼かれましたが、その中でも持ち前の強く明るい気風を発揮し、華やかで陽気な唄と踊りの江州音頭を生み出しました。近世には、近江商人が活躍し全国を舞台に商売を広げていきました。本町には、このような歴史を偲ばせる文化財が多く残されています。

近年では国道8号沿線などに商工業地が形成され、近江鉄道豊郷駅に加えて JR 西日本東海道本線の稲枝駅や河瀬駅も近いという利便性や上下水道などのインフラ整備が整っていることなどから、宅地造成がさかんに行われています。

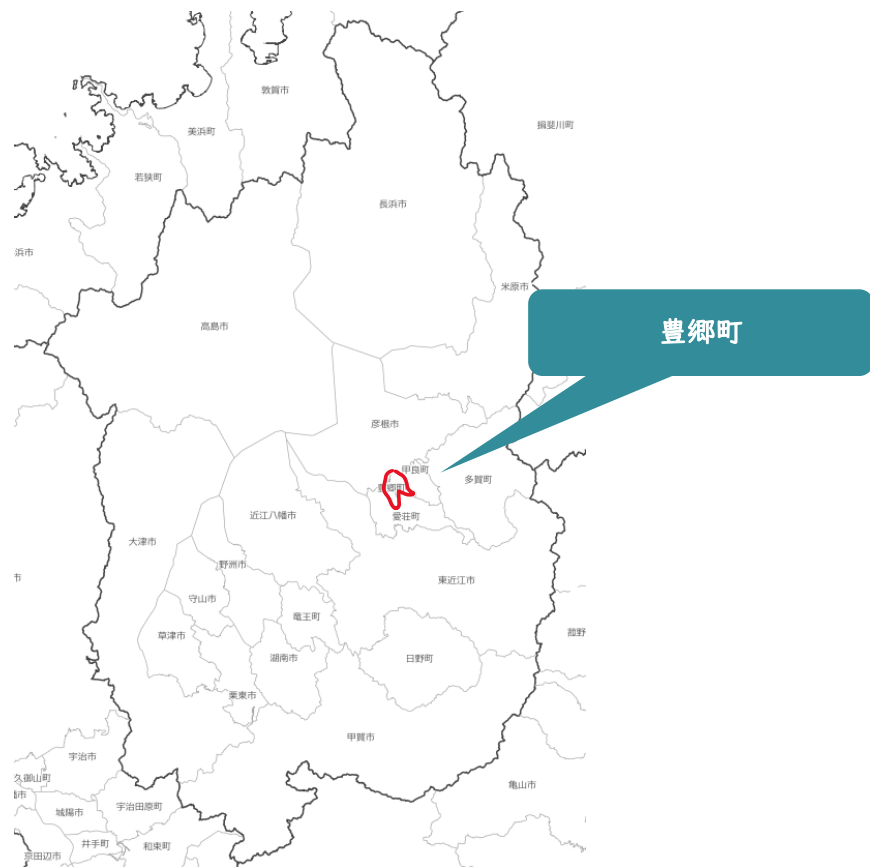


図 3-1 豊郷町位置図

出典：国土地理院地図

(2) 土地利用状況

本町の総面積 7.80 km²のうち田畑が 53.3%と最も高い割合を占めています。次いで、宅地が 25.7%、以降は雑種地が 4.2%、池沼山林、原野と続きます。

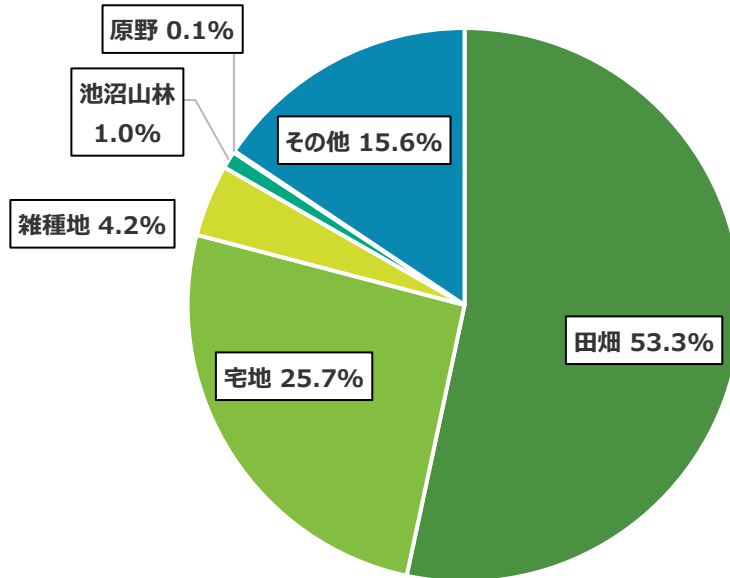


図 3-2 土地種別割合

豊郷町のデータを基に作成

(3) 気候

ア 気温

本町を含む滋賀県全域は、気温の年較差・日較差が大きい内陸性気候に属しています。

これは、海からの距離があり、周囲を山地に囲まれた近江盆地特有の地形によるもので、夏と冬、昼と夜の気温差が大きくなるのが特徴です。

また、滋賀県は、冬に北西季節風の影響を受けて雪や雨が多くなる日本海側気候と、夏に南東からの季節風や太平洋高気圧の影響で高温多湿となる太平洋側気候の境界に位置しています。

両地域を分ける明確な山地が存在しないため、県内では西から東にかけて漸次的に気候が変化します。特に、県中央部を占める近江盆地では、地域ごとに降水量や気温の傾向がやや異なるなど、多様な気候特性を示しています。冬季には、日本海からの湿った季節風の影響を受けて雪が降る日もあり、内陸性でありながら寒冷な気候となるのが特徴です。

彦根気象台の観測データによると、令和6(2024)年の平均気温は約 17.2℃で、夏季は高温多湿、冬季は冷え込みが厳しい傾向にあります。月別の平均気温と降水量は図3-3のとおりです。

彦根観測所における年平均気温は 100 年あたり約 1.5℃の割合で上昇しており、平均気温の増加に伴い、猛暑日(最高気温が 35℃以上の日)、熱帯夜(夕方から翌日の朝までの最低気温が 25℃以上になる夜)は増加傾向にあります。

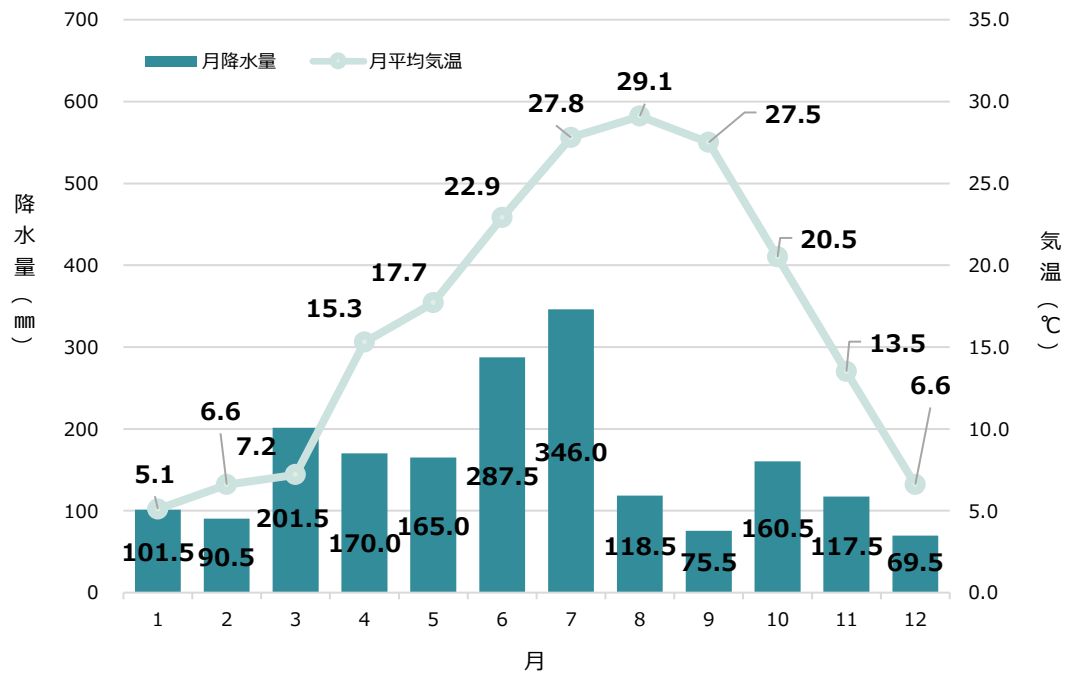


図 3-3 彦根気象台における令和6(2024)年の月降水量と月平均気温

気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

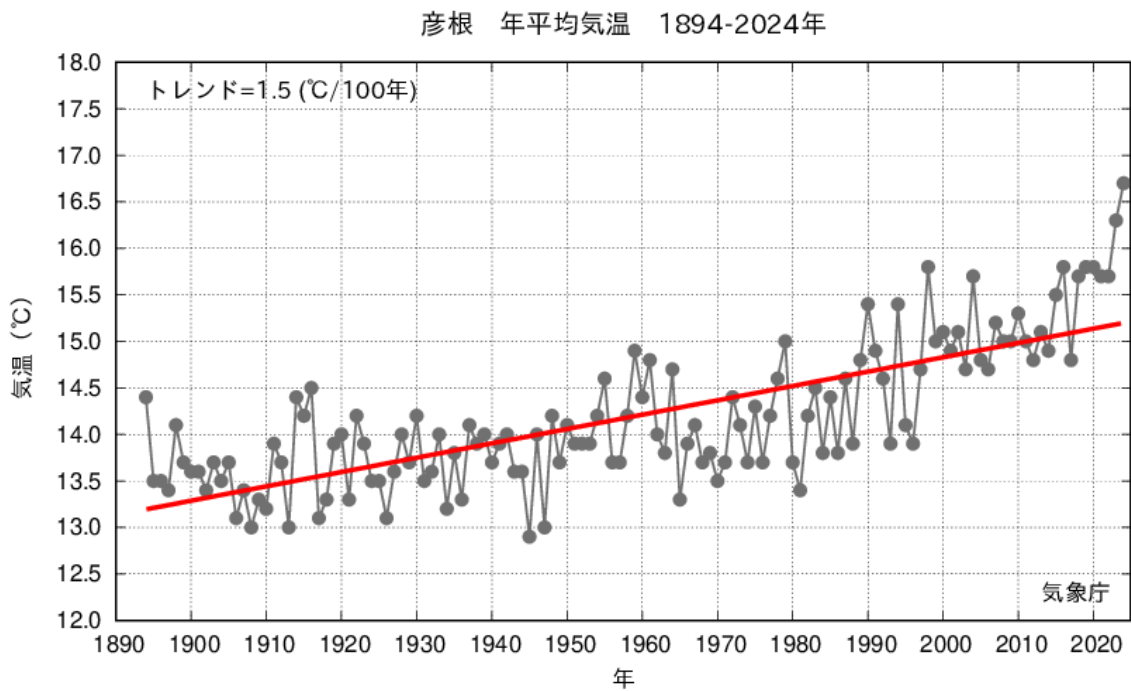


図 3-4 彦根観測所における年平均気温の推移

出典：大阪管区気象台ホームページ

※折線(黒)は各年の気温、直線(赤)は長期的な変化傾向を示しています。

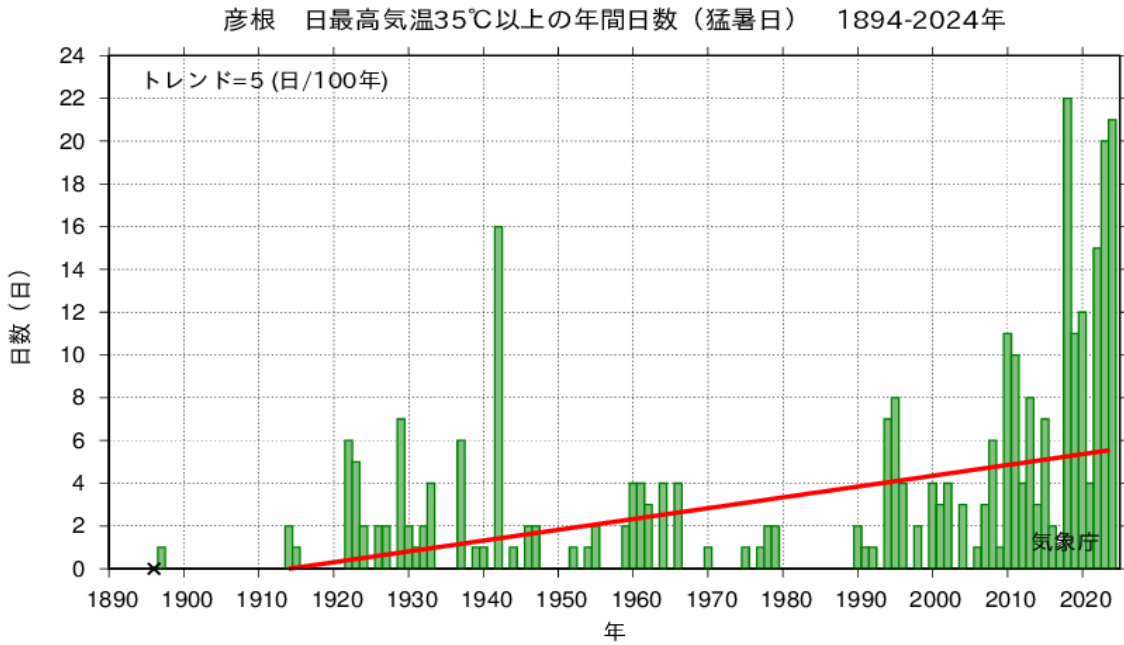


図 3-5 彦根市の年間猛暑日日数の推移

出典：大阪管区気象台ホームページ

※棒（緑）は各年の猛暑日日数、直線（赤）は長期的変化傾向を示しています。

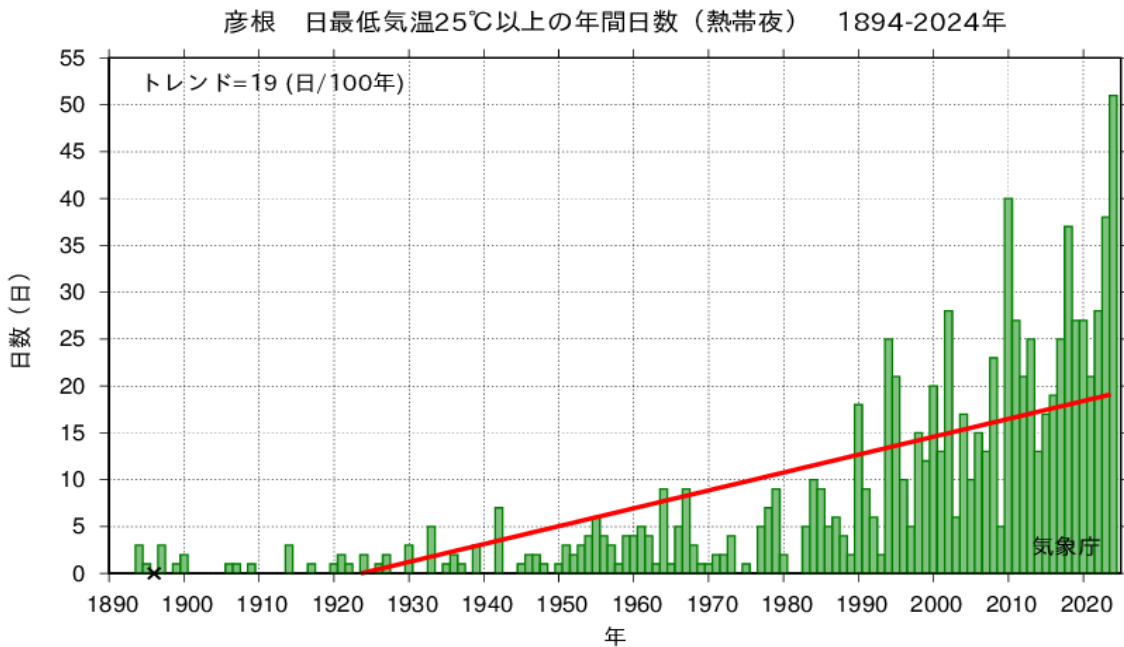


図 3-6 彦根市における年間熱帯夜日数の推移

出典：大阪管区気象台ホームページ

※棒（緑）は各年の熱帯夜日数、直線（赤）は長期的変化傾向を示しています。

イ 降水量

彦根地方気象台における年間平均降水量は 1,570.9 mm、特に6～7月に降水量が多いことが特徴となっています。

滋賀県における年降水量の推移、1時間降水量 50 mm以上の短時間強雨発生回数については、有意な変化は見られませんでした。一方で、近畿地方における1時間降水量 50 mm以上の短時間強雨発生回数については、統計的に増加傾向が見られます。加えて、最近 10 年間(2015～2024 年)の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間(1979～1988 年)と比べて約 1.6倍に増えています。

なお、短時間強雨や大雨の発生回数は年ごとの変動幅が大きいため、変化傾向を確実に捉えるためには今後もモニタリングをしていく必要があります。

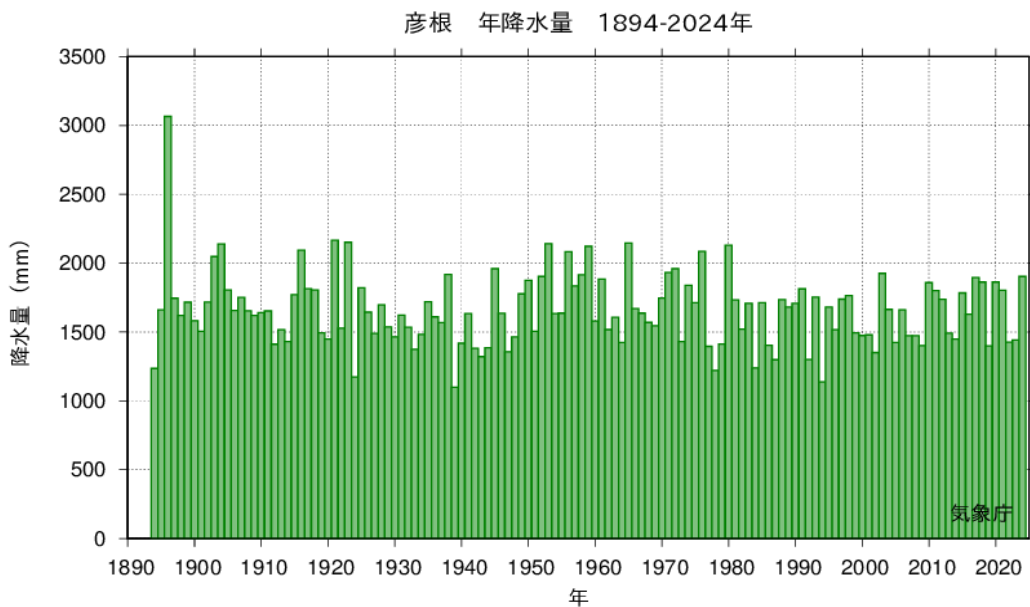


図 3-7 彦根観測所における年降水量の推移

出典：大阪管区気象台ホームページ

※棒(緑)は年降水量を示しています。

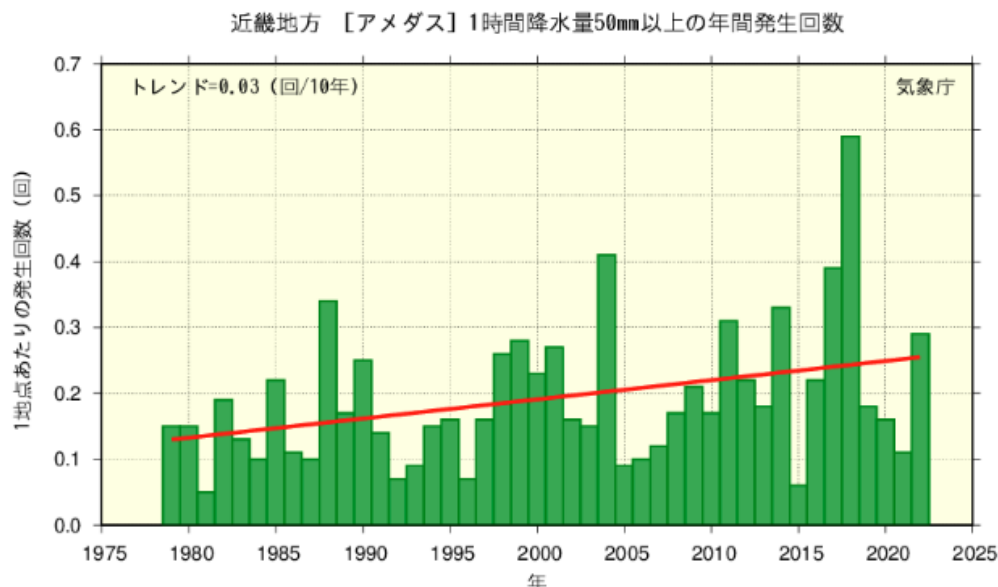


図 3-8 近畿地方の1時間降水量 50 mm以上の発生回数推移

出典：大阪管区気象台ホームページ

※滋賀県では統計的に有意な変化傾向は確認できませんでした。

3-2 経済的特性

令和3年経済センサス活動調査によると、本町には291の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く25.4%、次いでサービス業（他に分類されないもの）が14.1%、建設業が13.1%、製造業が11.3%となっています。

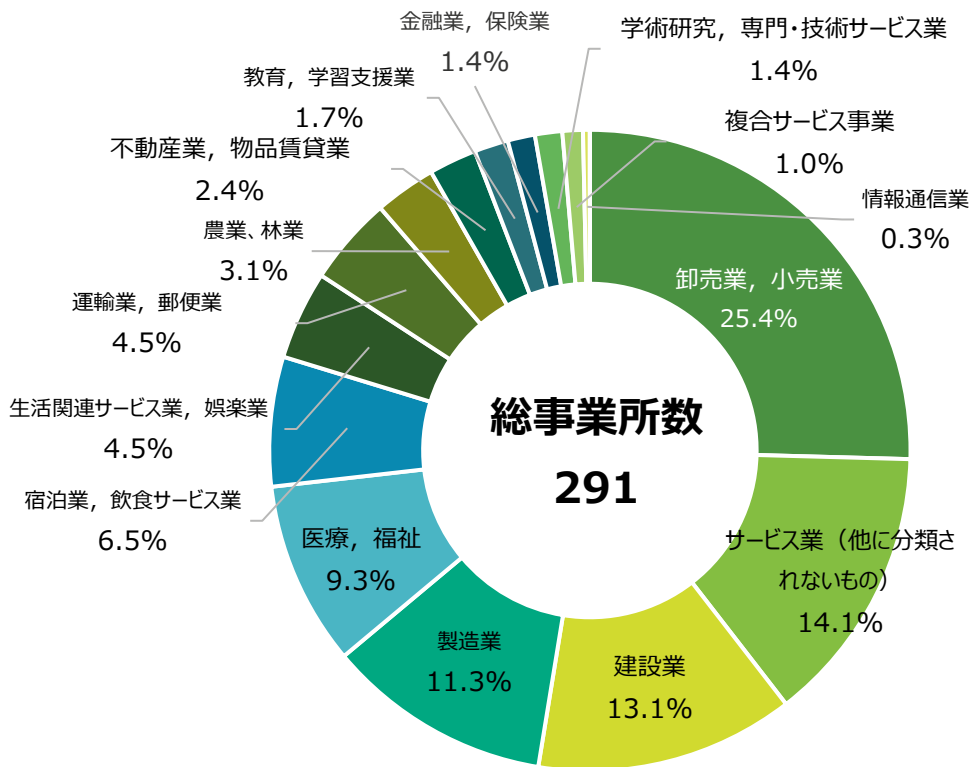


図 3-9 豊郷町の業種別事業所割合

令和3年経済センサス活動調査のデータを基に作成

地域経済循環分析自動作成ツールにより作成した地域の所得循環構造によると、エネルギー代金が域外へ10億円流出しており、その規模はGRP(域内総生産)の4.2%を占めています。

また、地域エネルギー需給データベースによると、本町の令和2(2020)年におけるエネルギー自給率は7%であり、94%は地域外に依存しています。

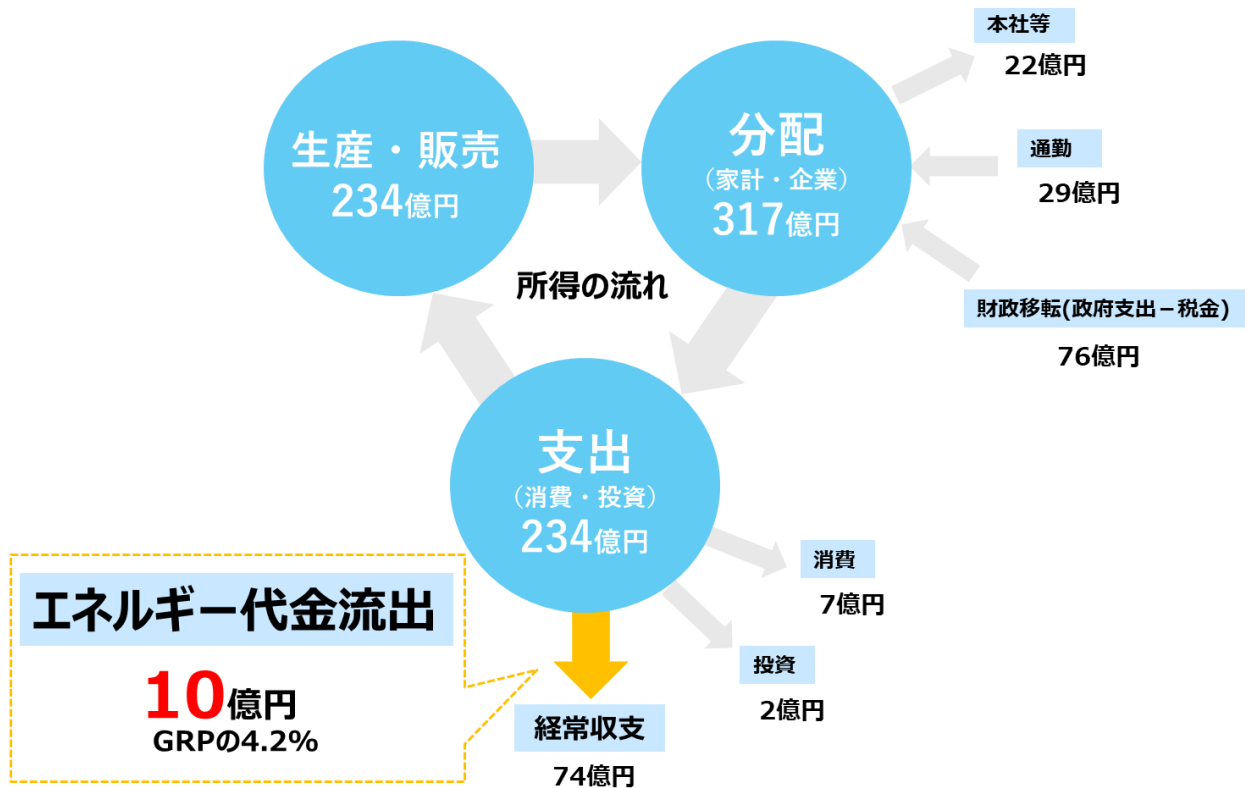


図 3-10 地域の所得循環構造

地域経済循環分析自動作成ツールのデータを基に作成

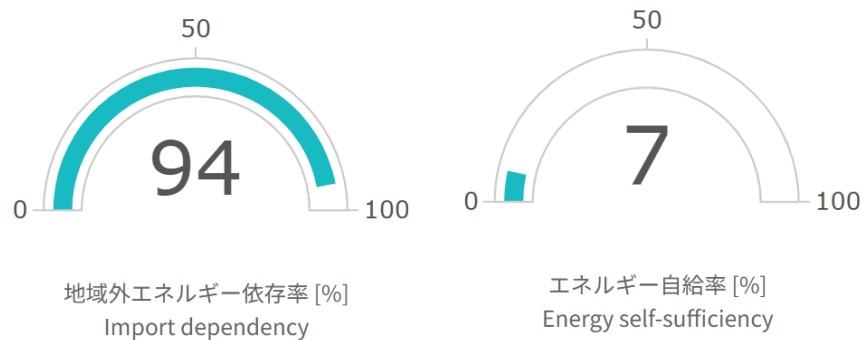


図 3-11 豊郷町のエネルギー自給率と地域外依存率(令和2(2020)年)

出典: 東北大学中田俊彦研究室, 地域エネルギー需給データベース (Version 2.11)

3-3 社会的特性

(1) 人口

本町では昭和55(1980)年～昭和60(1985)年の、バブル経済期以前は人口が増加していましたが、以降人口減少が続いています。年代別に人口の推移をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口すべて減少傾向にあります。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、令和27(2045)年には65歳以上の人口が全体の3分の1を上回ることが予測されています。

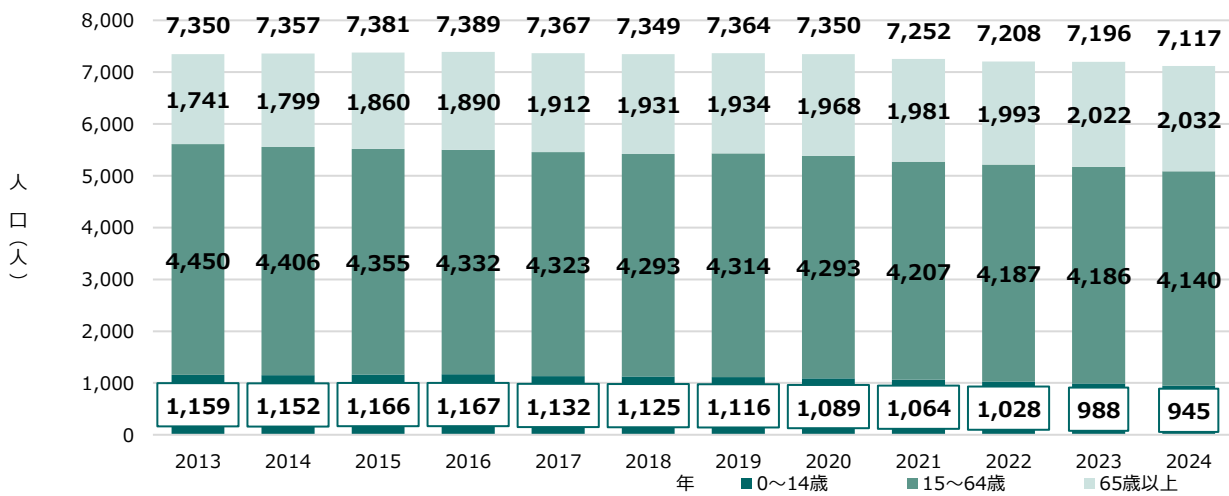


図3-12 豊郷町の人口推移

住民基本台帳のデータを基に作成

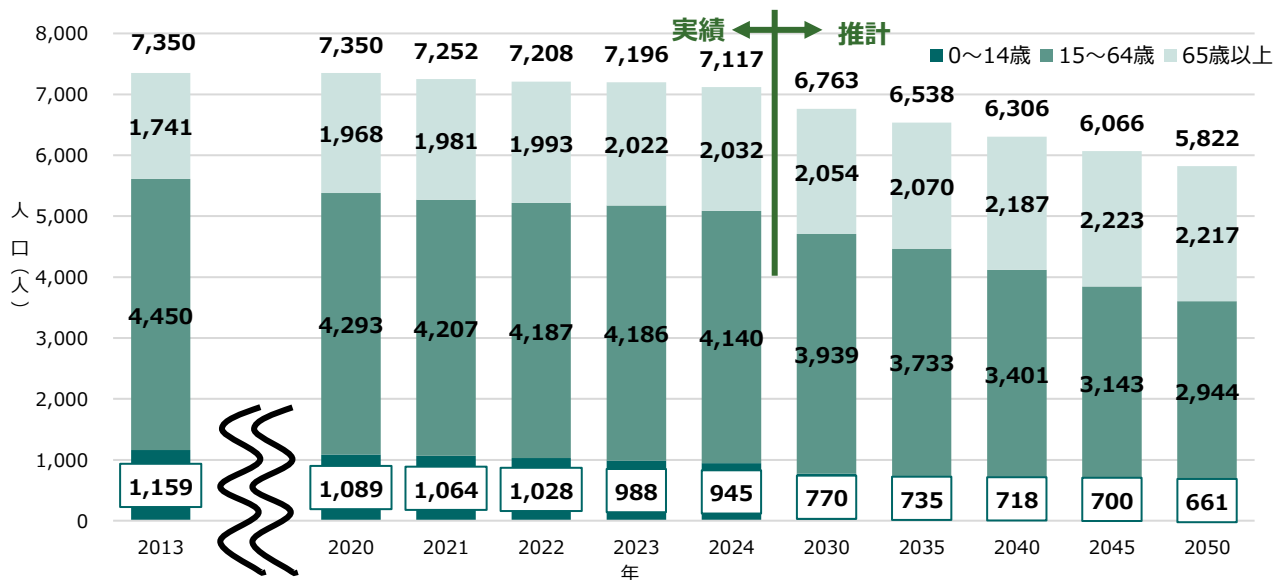


図3-13 人口の将来推計

令和2(2020)年は住民基本台帳のデータを基に作成
令和7(2025)年～令和32(2050)年は国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

(2) 交通

本町は、JR 東海道本線や近江鉄道、各種バス路線といった公共交通機関に加え、国道8号等を軸とした道路網によって交通ネットワークが形成されています。

自動車保有台数については、旅客は横ばい、貨物は増加傾向で推移しています。合計では、平成 25 (2013) 年度が 6,343 台、令和5 (2022) 年度が 6,603 台となっており、増加しています。

また、通勤・通学による人口動態においては、自市町内に通勤通学する住民が最も多いですが、圏域内の隣接町、また湖南地域や湖北地域、さらに京都や大阪に通勤通学する住民も多くなっています。

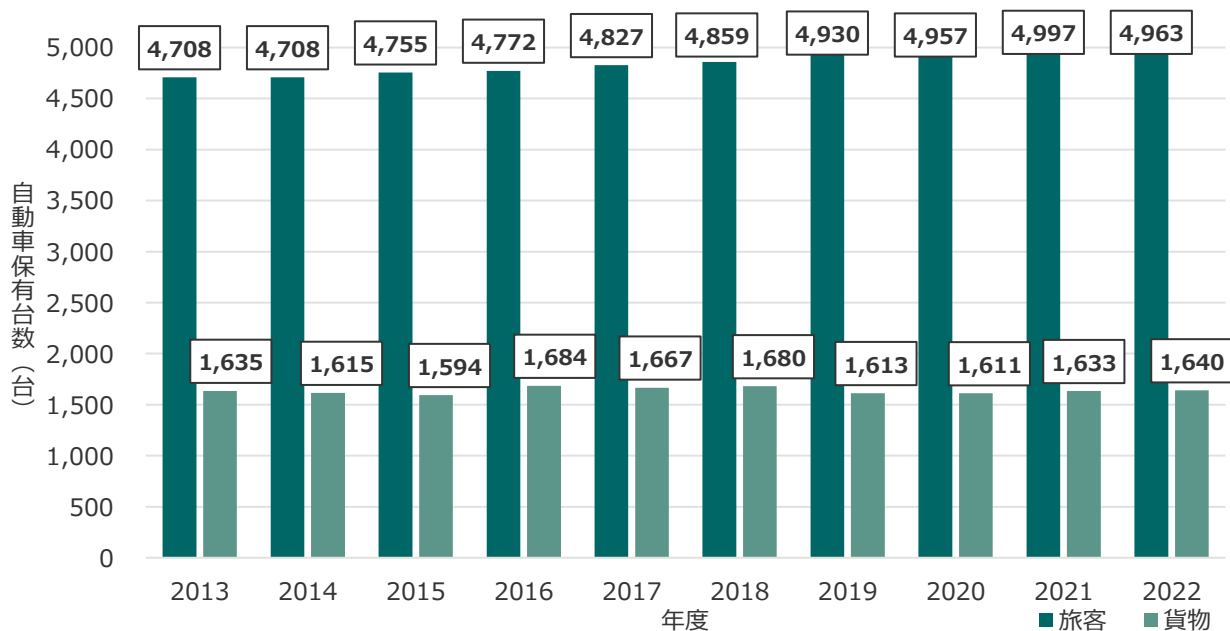


図3-14 自動車保有台数

「自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

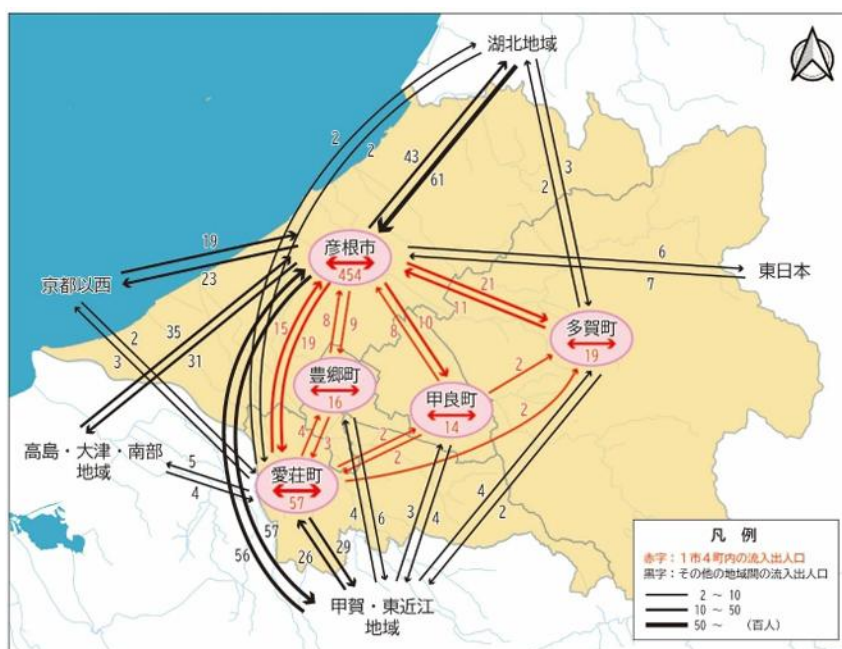


図3-15 湖東圏域における通勤・通学流出入人口

出典：湖東圏域地域公共交通計画(令和2(2020)年国勢調査)

(3) 廃棄物処理状況

ごみの総排出量は、令和2（2020）年に大きく減少しましたが、その後増加傾向にあります。一人一日あたりのごみ排出量についても、令和2（2020）年以降ごみ排出量の増加及び人口減少に伴い増加傾向にあります。

また、資源化総量とリサイクル率については、減少傾向にあります。

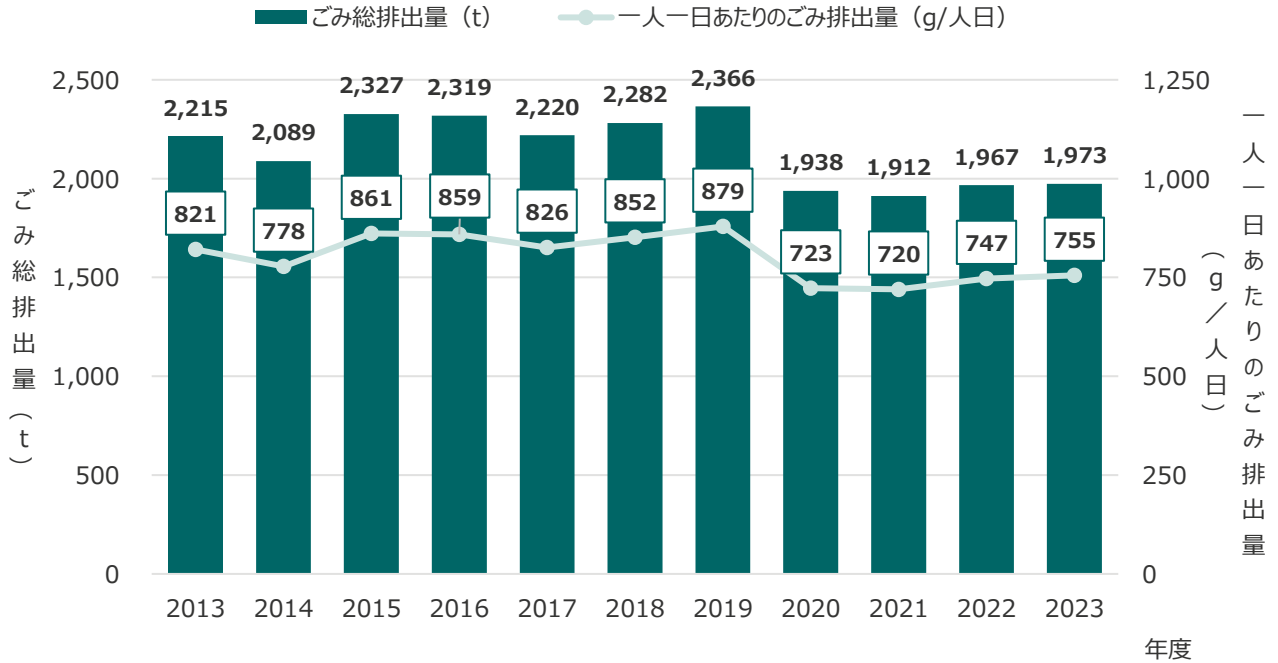


図3-16 ごみの総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量の推移

環境省「一般廃棄物処理実態調査」のデータを基に作成

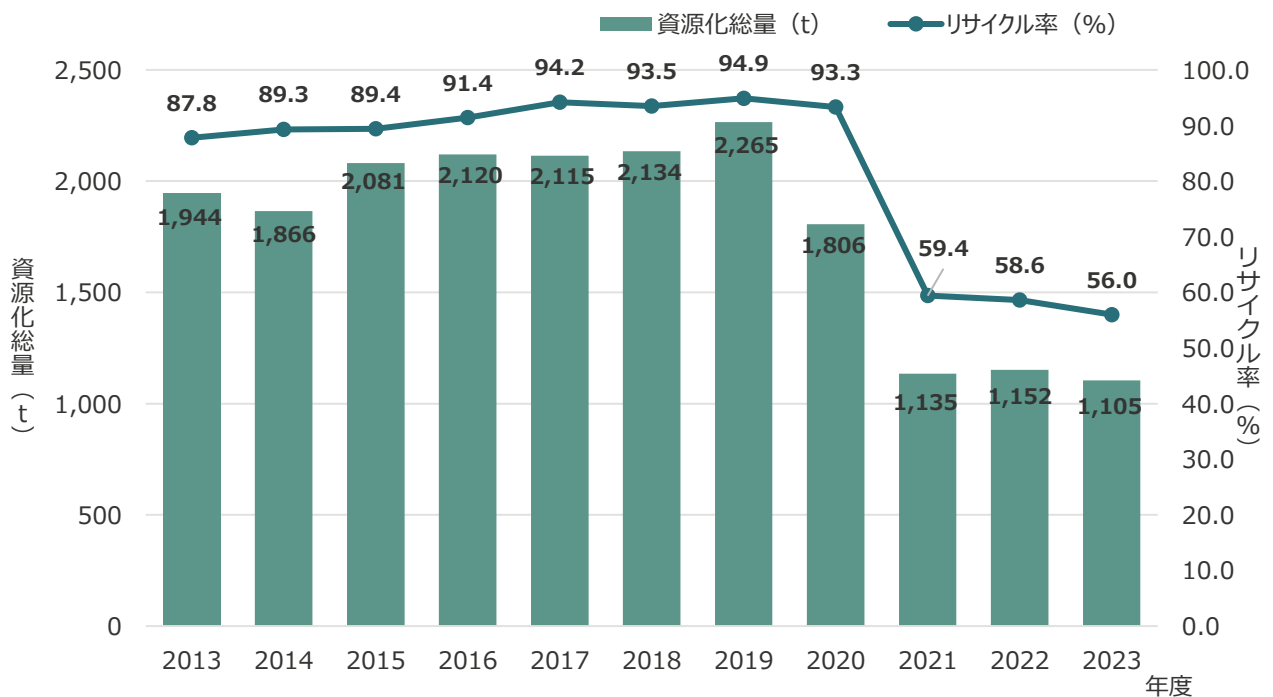


図3-17 リサイクル（資源化）総量とリサイクル率の推移

環境省「一般廃棄物処理実態調査」のデータを基に作成

3-4 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

本町における再生可能エネルギー導入状況は、太陽光発電を中心に導入が進められています。FIT・FIP 制度における風力発電、地熱発電、バイオマス発電については、導入実績がありませんでした。

表3-1 再生可能エネルギーの導入状況(令和7(2025)年3月末時点)

発電種別		設備容量[MW]	発電電力量[MWh/年]
FIT※1・ FIP※2 対象	太陽光発電(10kW未満)	1.712	2,055
	太陽光発電(10kW以上)	4.695	6,210
	風力発電	0	0
	水力発電	0	0
	地熱発電	0	0
	バイオマス発電	0	0
非FIT	太陽光発電等 (アンケートより把握分)	10.345	50
合計		16.752	8,315
区域内の電気使用量(令和5(2023)年度)			42,159

※1…FIT:再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

※2…FIP:FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せする制度。

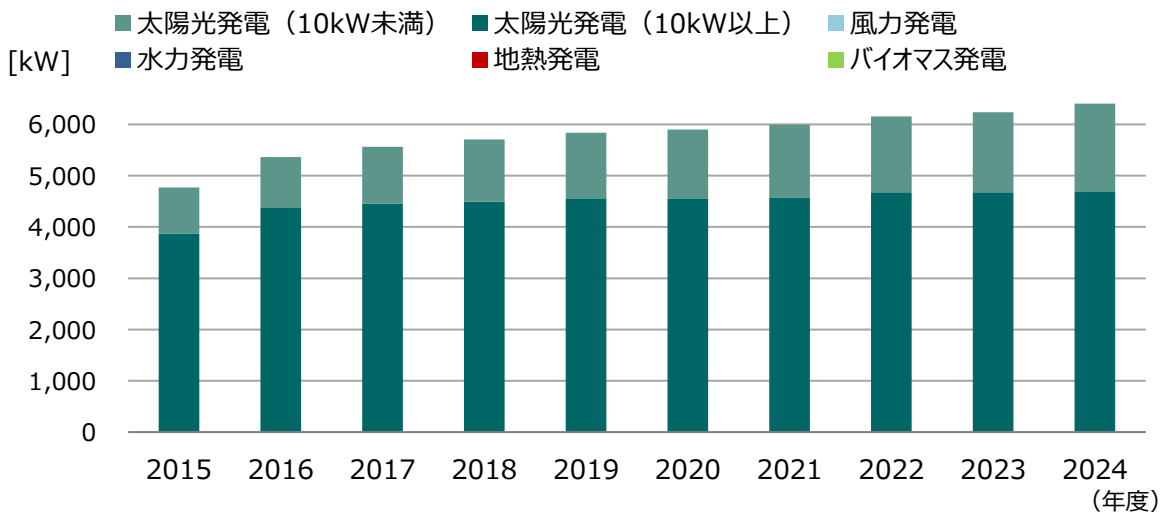


図3-18 再生可能エネルギー導入状況の推移

自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成

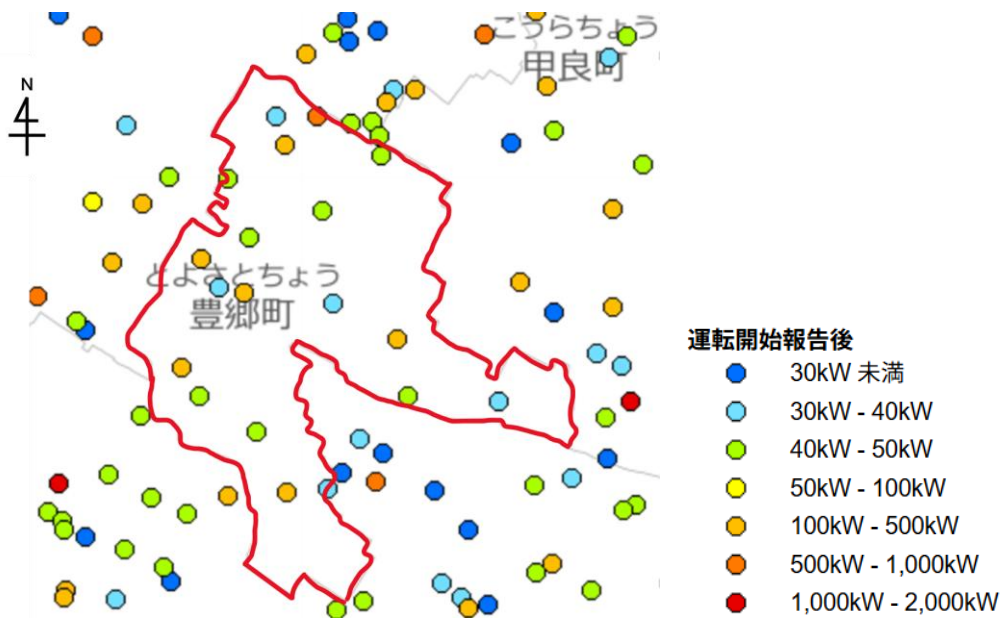


図3-19 FIT 認定設備の概略位置

出典：環境アセスメントデータベース

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

ア 推計手法

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量のことです。

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、主に環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を基としました。

イ 推計結果

前述の手法に基づき、①と②の再生可能エネルギー種別について、それぞれのポテンシャル分析結果を示します。

① 太陽光発電

本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは以下の表のとおりです。

太陽光発電を建物に設置する場合、市街地を中心にポテンシャルが高くなっています。

また、太陽光発電を耕地等の土地に設置する場合は、北部や東部を中心に市境にポテンシャルがあります。

建物系と土地系を比較すると、土地に設置する場合の方が、ポテンシャルが高くなっています。

なお、REPOSの太陽光発電の導入ポテンシャル(設備容量)については、建物や土地の設置可能面積に設置密度を乗じることで算出されています。

表3-2 太陽光発電の導入ポテンシャル

区分	設備容量	発電量
建物系	52.318 MW	69,165.769 MWh/年
土地系	68.065 MW	89,855.181 MWh/年
合計	120.384 MW	159,020.950 MWh/年

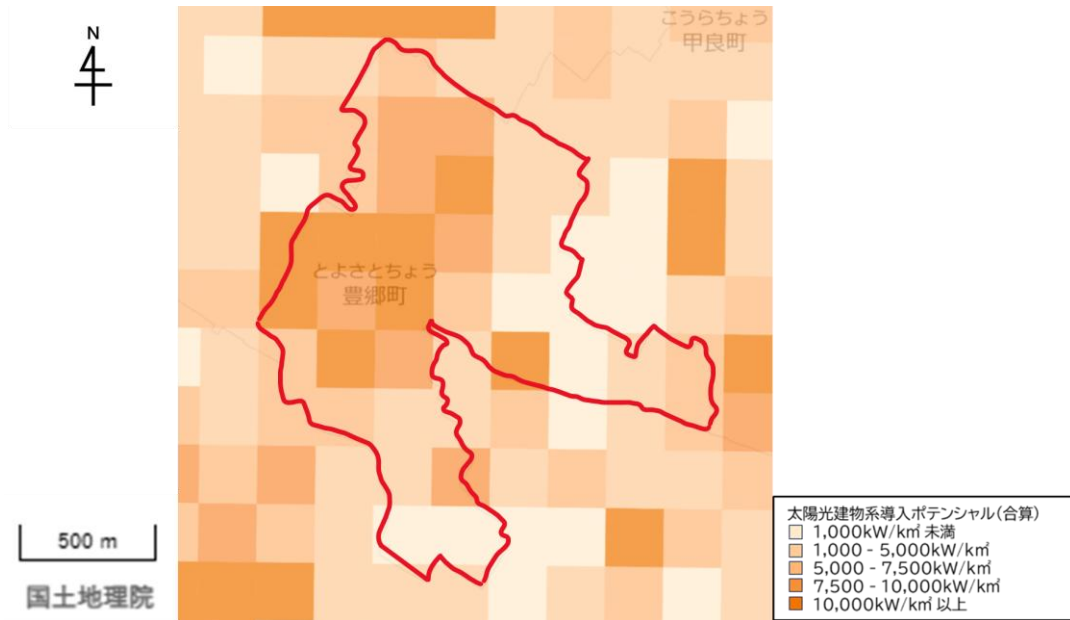


図 3-20 太陽光発電導入ポテンシャル(建物系の合計)

再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成

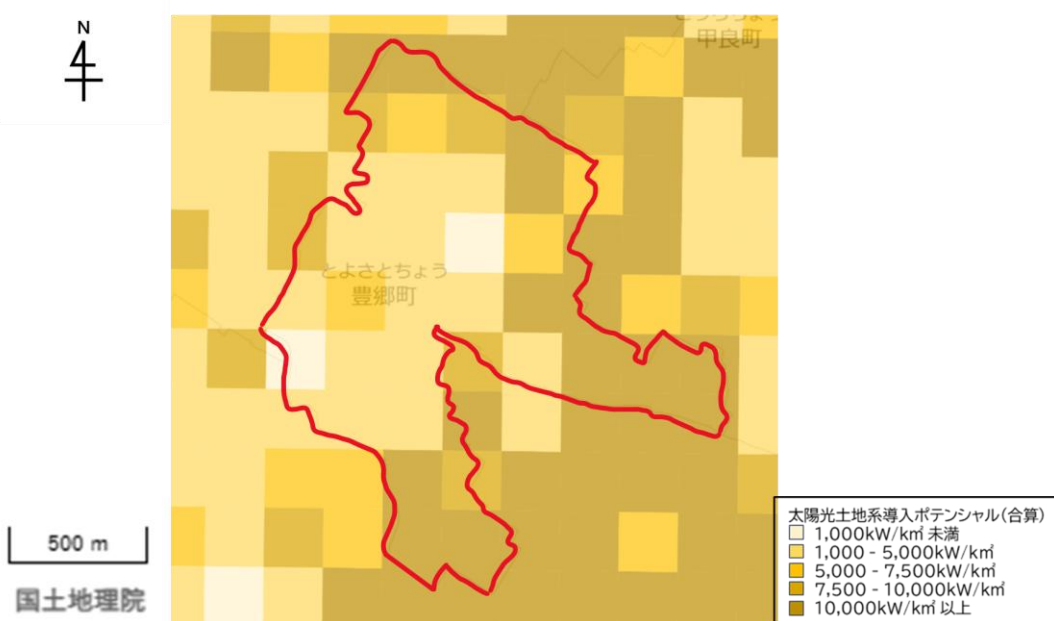


図 3-21 太陽光発電導入ポテンシャル(土地系の合計)

再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成

② 太陽熱及び地中熱

再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、地中熱のポテンシャルが高くなっています。

表3-3 太陽熱及び地中熱の導入ポテンシャル

区分	導入ポテンシャル
太陽熱	155,816.674 GJ/年
地中熱	1,142,323.472 GJ/年
合計	1,298,140.146 GJ/年

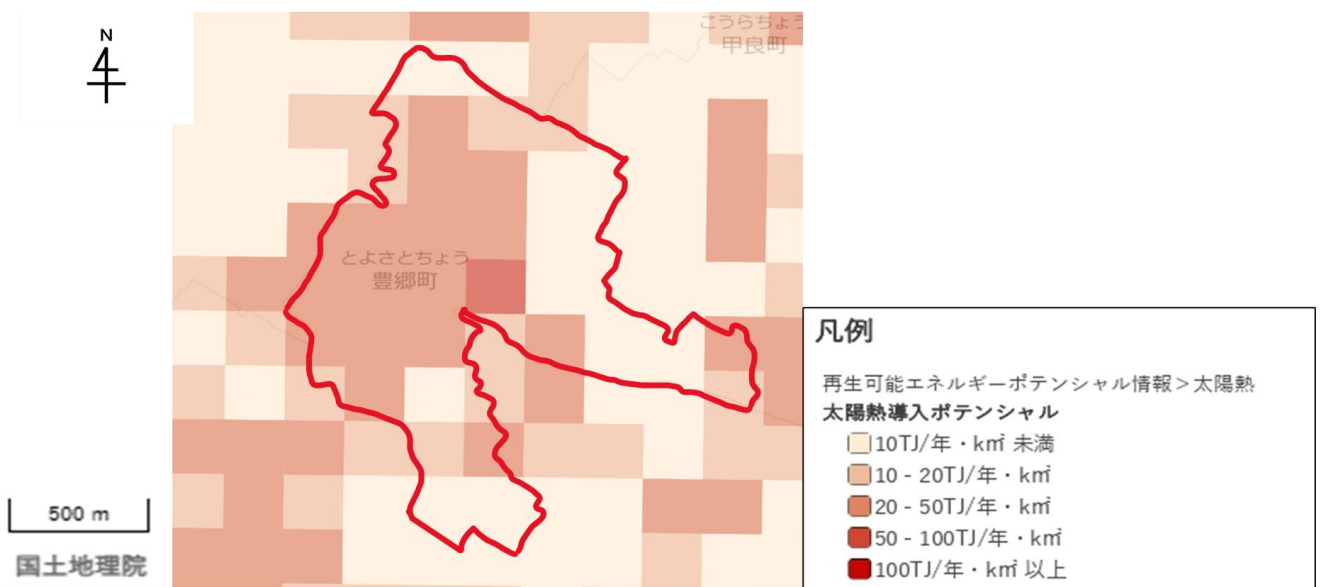


図 3-22 太陽熱導入ポテンシャル

再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成

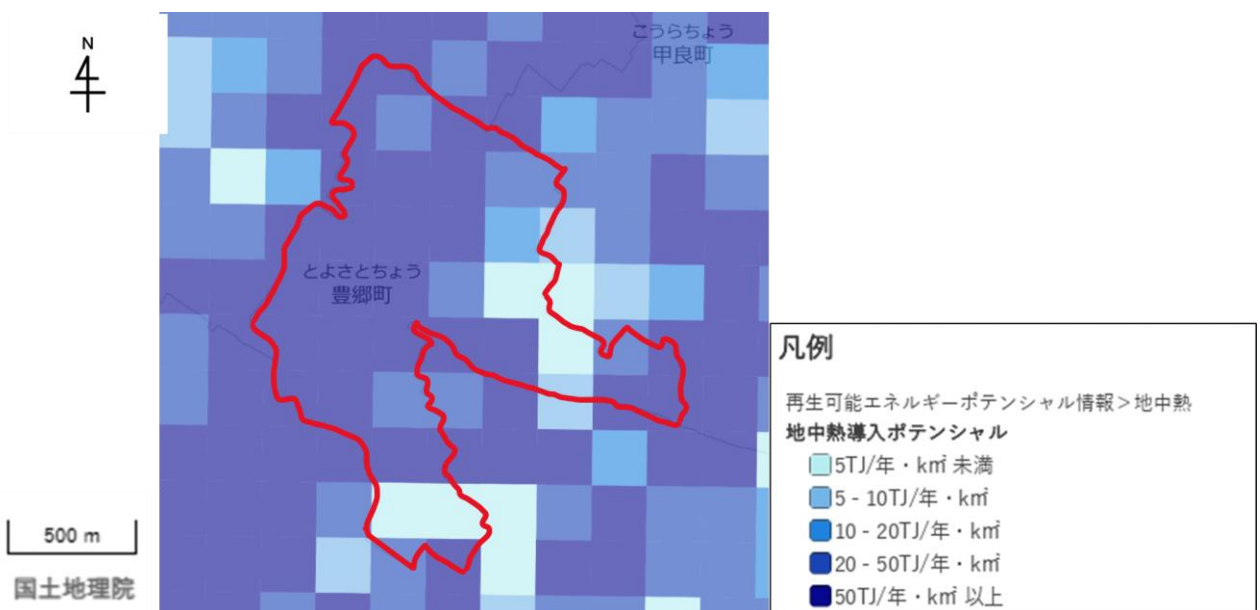


図 3-23 地中熱導入ポテンシャル

再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】から取得したコンテンツを加工して作成

上記①と②の結果を踏まえ、本町の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で 19 億 MJ となり、その割合は地中熱が 61%、太陽光発電が 31%、太陽熱が 8% となりました。
 なお、本町における風力発電・中小水力発電・地熱発電の導入ポテンシャルはありませんでした。

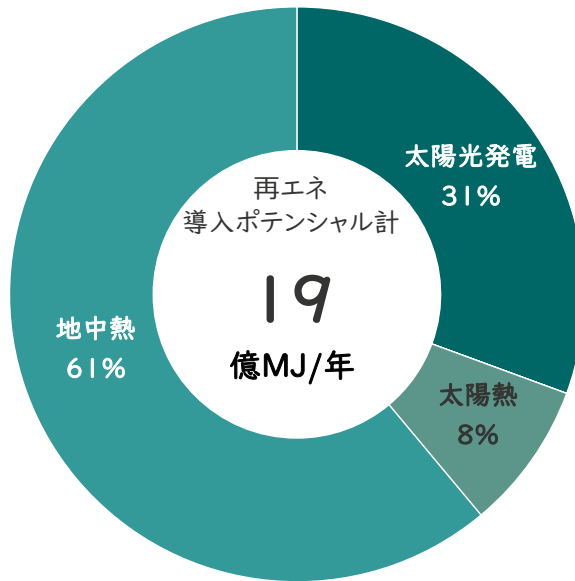


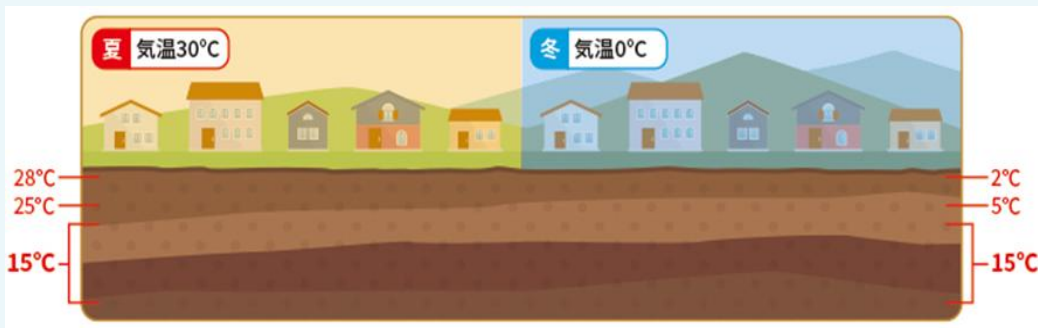
図3-24 再生可能エネルギー種別ポテンシャル
 (太陽光発電は発電電力量を熱量換算した値)

自治体排出量カルテのデータを基に作成



コラム 「地中熱」

「地中熱」とは、私たちの足元(地表～地下200mの地盤)に蓄熱した熱です。
 地中の温度は一定であり、夏は気温より低く、冬は気温より高いという特徴があります。この温度差に着目して、効率的に熱エネルギーの利用を行っています。
 また、排熱を大気中に放出しないためヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。
 既に普及が進んだ国と比べると、日本での本格的な普及はまだこれからですが、今後、普及が期待される再生可能エネルギーです。



出典：環境省

3-5 地球温暖化に関する意識・取組

(町民・事業者意識調査結果、事業者ヒアリング結果)

地球温暖化に対する意識や取組状況、町の施策に対するニーズを把握するため、町民、事業者を対象として、令和7(2025)年度に意識調査を実施しました。期間は10月27日から11月12日の間で、対象は18歳以上の町民1,000人と事業者100社です。回収結果は、町民は回答数246件、回収率24.6%、事業者は回答数19件、回収率19.0%でした。

また、把握しきれない具体的な課題や取組状況を確認するため、主要事業者3団体へのヒアリングを実施しました。

各主体が重要視する項目や課題を整理することで、問題意識を把握し、町民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進していきます。

(1) 町民意識調査の結果(一部抜粋)

ア 地球温暖化に対する関心について

地球温暖化に対する関心では31.7%の町民が「関心がある」と回答し、49.6%の町民が「どちらかといえば関心がある」と回答しました。合計では81.3%と、地球温暖化に対して高い関心をもっていることがわかりました。また、回答者の年代が高いほど関心度が高い傾向がみられました。

この結果から、今後若年層への働きかけを強化することで、さらなる関心向上が期待されます。また、高い関心を行動に結びつける仕組みづくりが求められます。

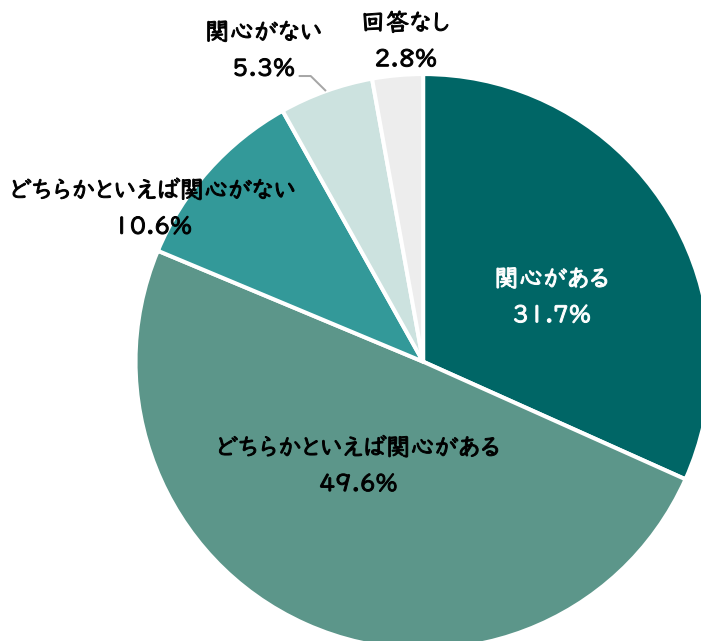


図 3-25 地球温暖化に対する関心【単数回答】(町民意識調査) (n=246)

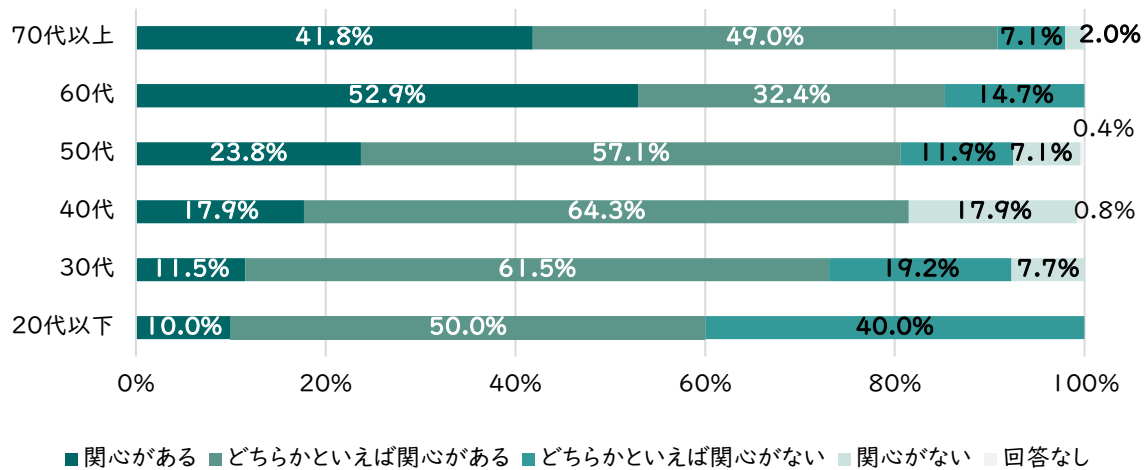


図 3-26 年代別地球温暖化に対する関心【単数回答】(町民意識調査) (n=246)

イ 環境に配慮した取組について

取り組んでいる項目では、「ごみの分別を心がけている」が最も多く、次いで「こまめな消灯を心がけている」、「冷蔵庫の開閉は極力少なく、短時間にする」など、家庭で実践しやすい節電行動が多く挙げられました。

一方、取り組む予定はない項目では、「外出時にはできるだけ公共交通機関を利用する」が最も多く、次いで「近距離の移動はなるべく歩きや自転車を使う」、「エアコン使用時の室温は夏季 28℃、冬季 20℃を目指す」など、生活習慣の見直しが必要となる行動が上位となりました。これらは町内の公共交通の利便性や気候条件(例:夏季の高温)など、個人の努力だけでは対応しにくい要因も影響している可能性があります。

公共交通や歩行環境の整備、暑さへの配慮を含む住環境改善、無理なく取り組める省エネ行動の周知など、環境の整備とあわせて取組促進を図ることが求められます。

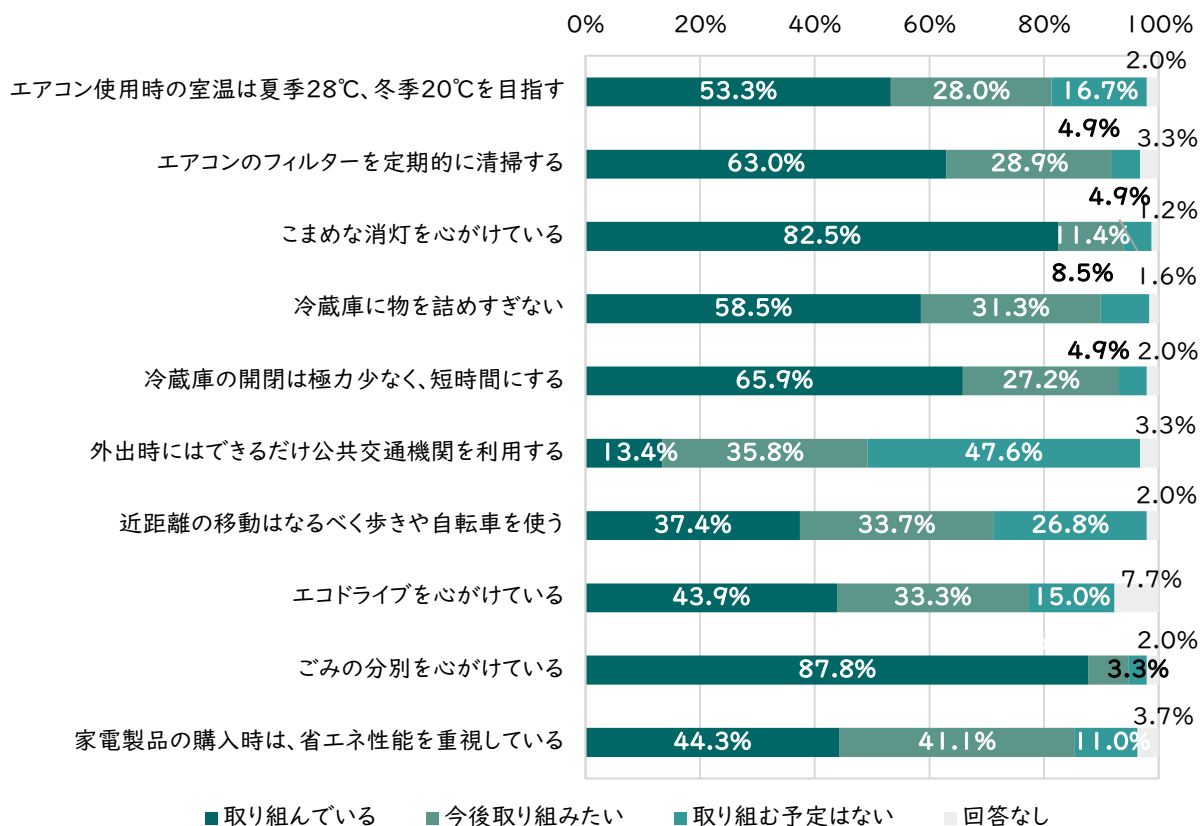


図 3-27 環境に配慮した取組について【それぞれ単数回答】(町民意識調査) (n=246)

ウ 環境施策に対する重要度と満足度について

本調査における重要度と満足度のクロス分析の結果、「暑さや大雨（気候変動）の対策が十分である」は、重要度が高い一方で満足度が低く、町民の強いニーズに対して行政の取組が十分に届いていない分野として明らかになりました。また全体として、全項目の重要度の平均が4点中3.16点となり、町民は総じて環境・脱炭素に関する取組を重視している一方で、満足度の平均は4点中2.46点それほど高くないことがわかりました。

情報発信の強化や支援策の拡充、気候リスクに対応した具体的施策の提示が求められます。

※図中の十字線は各変数の平均値です。

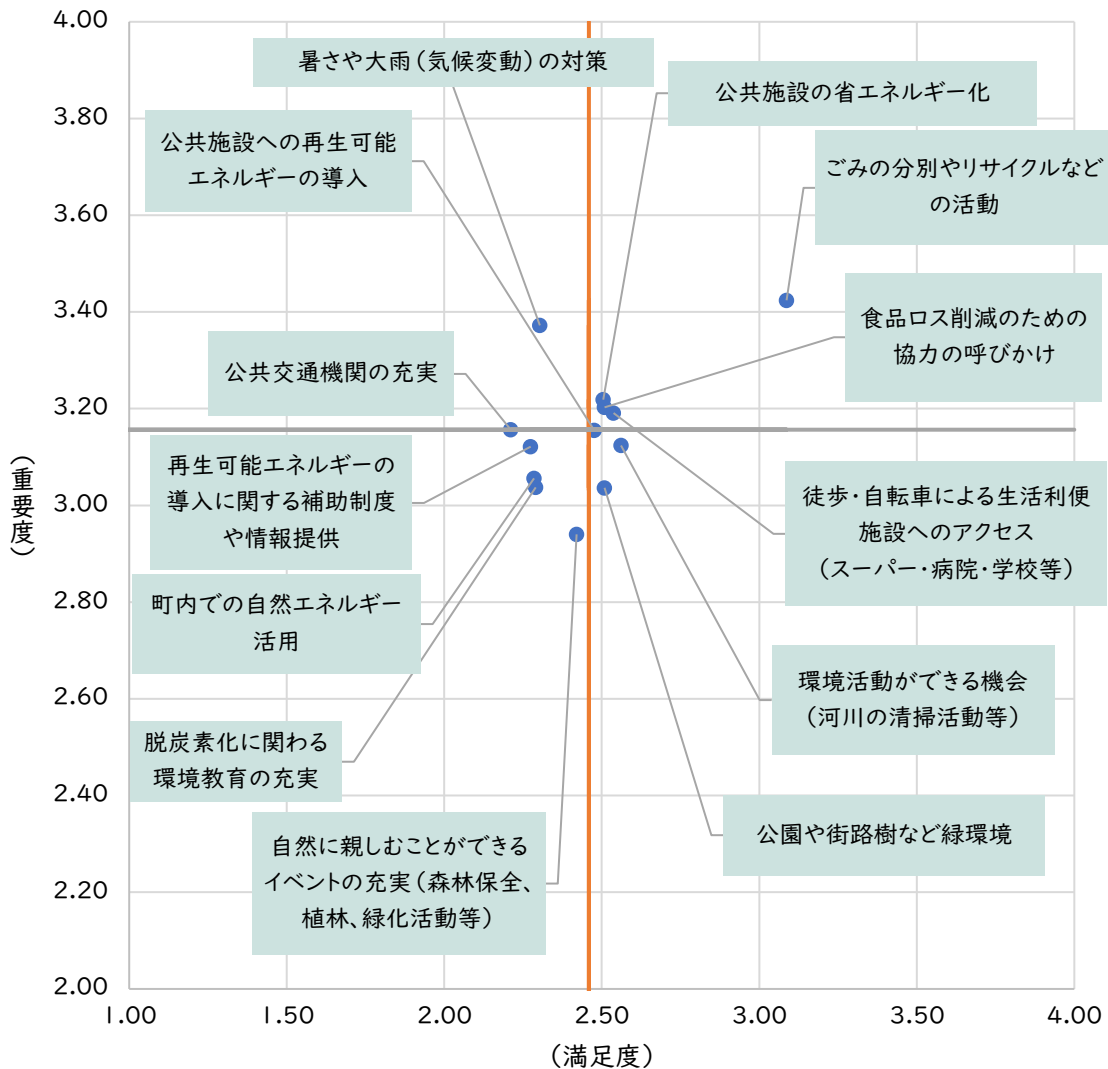


図 3-28 環境施策に対する重要度と満足度【それぞれ単数回答】(町民意識調査)(n=246)

エ 重要となる施策について

町に望む取組としては、「太陽光発電や蓄電池、省エネ家電・設備導入に対する補助制度の充実」が最も多く、続いて「公共交通機関の利便性向上」、「ごみ量の削減・リサイクルの推進」が多い結果となりました。これらはいずれも町民生活に密接に関わる分野であり、利便性や経済性、身近さが重視されていることがうかがえます。

特に公共交通の利便性向上は、温室効果ガス削減と移動支援の両面で効果があり、優先的に取り組むべき施策といえます。

また、省エネ・再エネ設備への補助制度は個人の行動を後押しする手段として有効であり、情報提供や相談体制と合わせて充実させることが望まれます。

さらに、ごみ削減・リサイクルは町に望む取組として挙げられており、(ウ)の設問において住民の満足度・重要度も高いことから、既存の取組を一層推進していく余地があります。

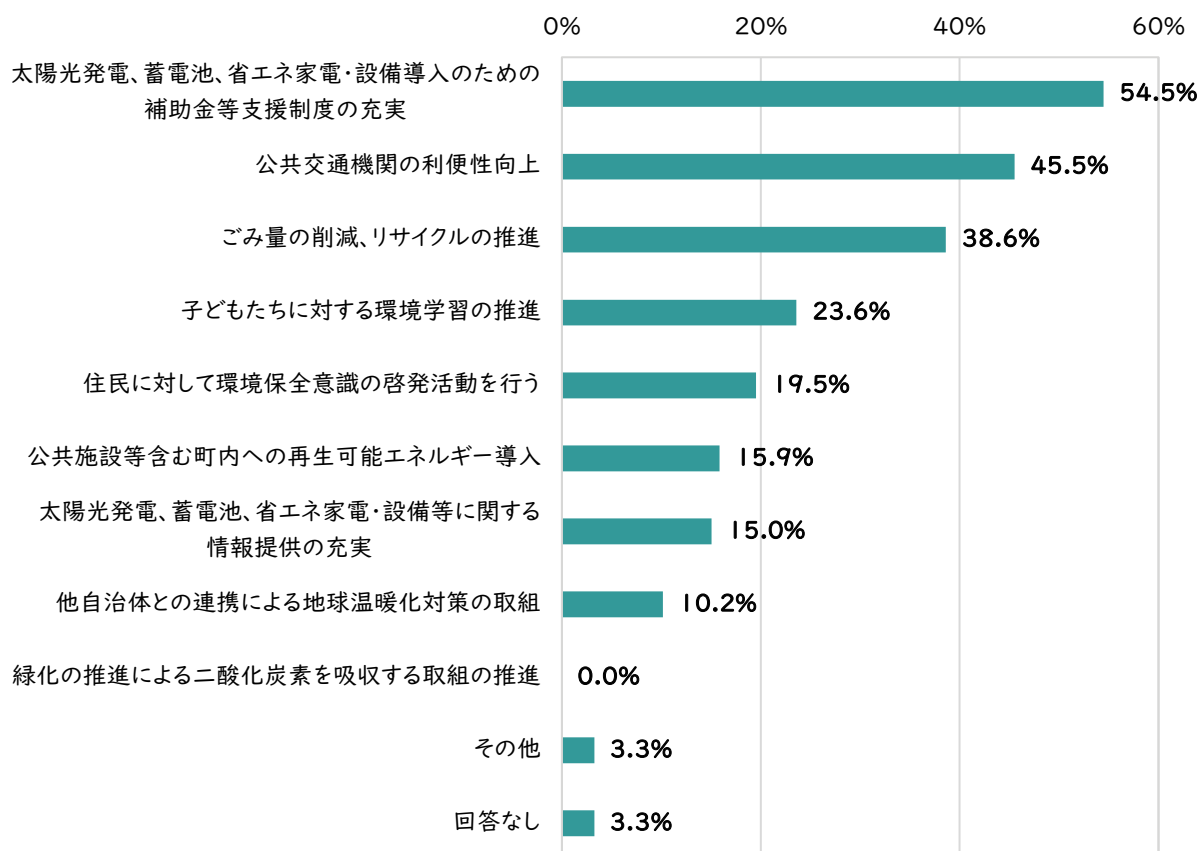


図 3-29 町に望む取組【複数回答】(町民意識調査) (n=246)

(2) 事業者意識調査の結果（一部抜粋）

ア 地球温暖化対策の実施状況と進めるにあたっての課題

実施している項目では、「照明や水道の節約」「クールビズ」「ウォームビズ」の奨励」「コピー機等 OA 機器の省エネモード設定」が最も多く、実践しやすい行動が挙げられました。

一方、取り組む予定のない項目では、「環境に関する経営方針の制定と公表」、「環境マネジメントシステム構築と取組実施」が最も多く、組織として環境配慮に取り組むための仕組みづくり（体制整備）に関する取り組みが挙げられました。これらは個人の行動よりも高度で、内部体制の構築を要することから、中小企業ほど取り組みにくい傾向があります。

また、地球温暖化対策を進める上での課題として、「資金の不足」が最も多く、次いで「ノウハウの不足」が挙げられました。これらは経営面・技術面の両面からの支援が求められていることを示しています。

これらを踏まえ、今後は、①補助金や省エネ診断など制度情報の提供、②専門的ノウハウや実践事例の共有が有効と考えられます。

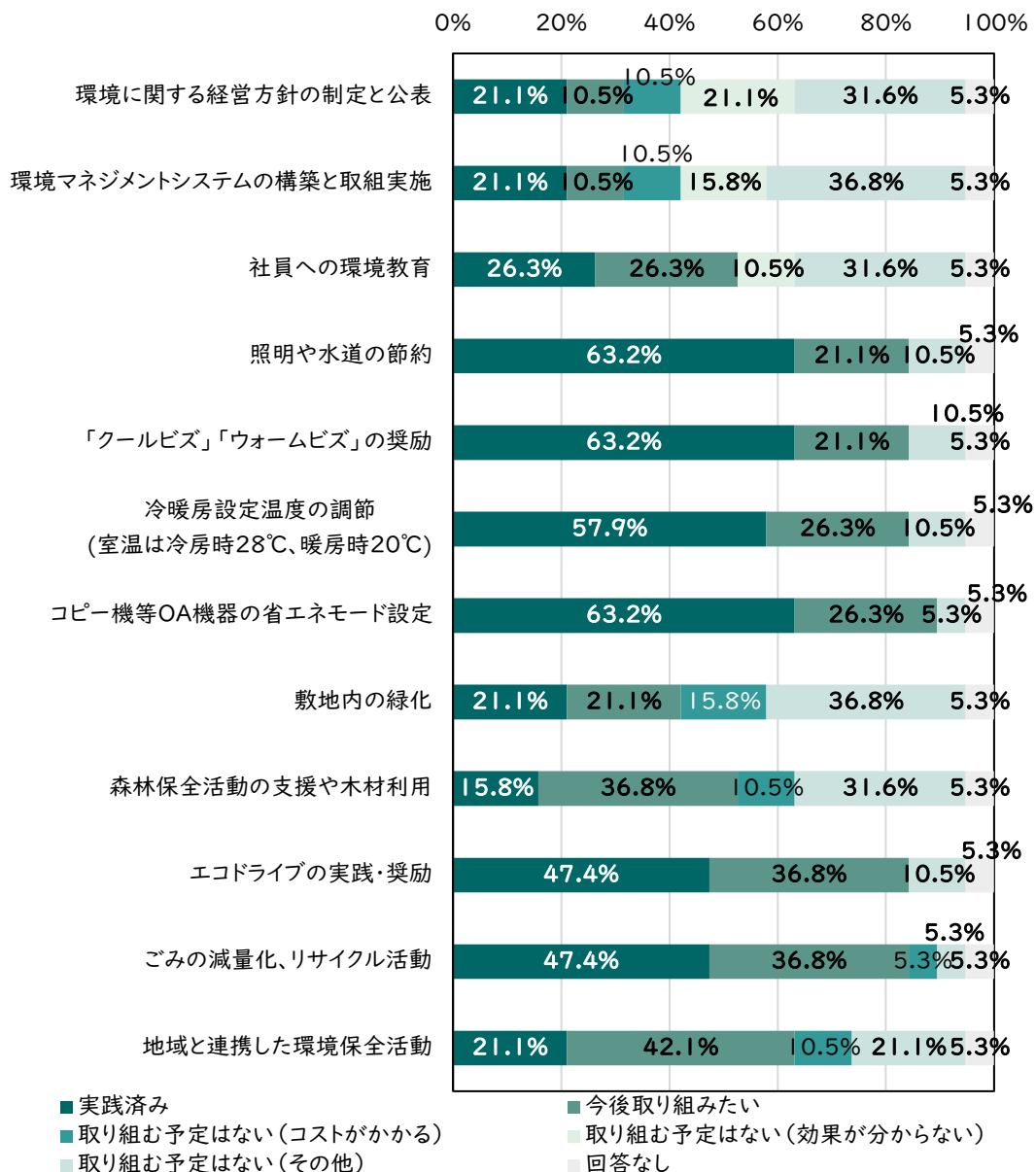


図 3-30 地球温暖化対策の実施状況【それぞれ単数回答】(事業者意識調査) (n=19)

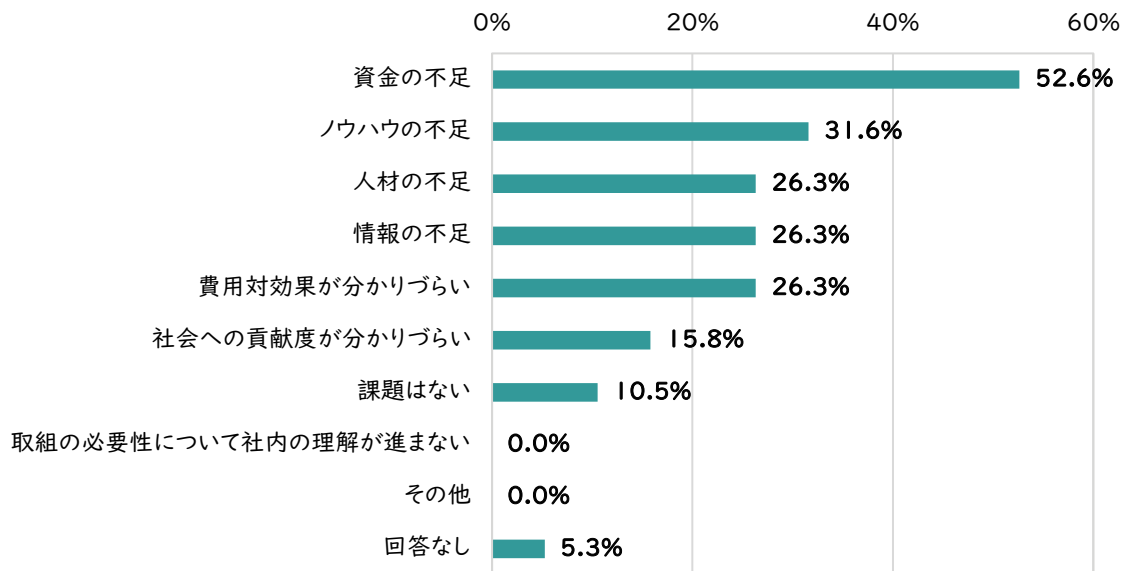


図 3-31 地球温暖化対策を進める上での課題【複数回答】（事業者意識調査）（n=19）

イ 事業者が求める情報について

事業者が求める地球温暖化に関する情報として、「国や県・町が行っている取組に関する情報」が最も多く、次いで「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」が挙げられました。事業者は、実際に取組を進める際に役立つ費用面の支援や、実践的な手法に強い関心を持っていることがわかります。

今後は、補助制度の分かりやすい発信や、中小事業者でも取り組みやすい事例の紹介が有効といえます。

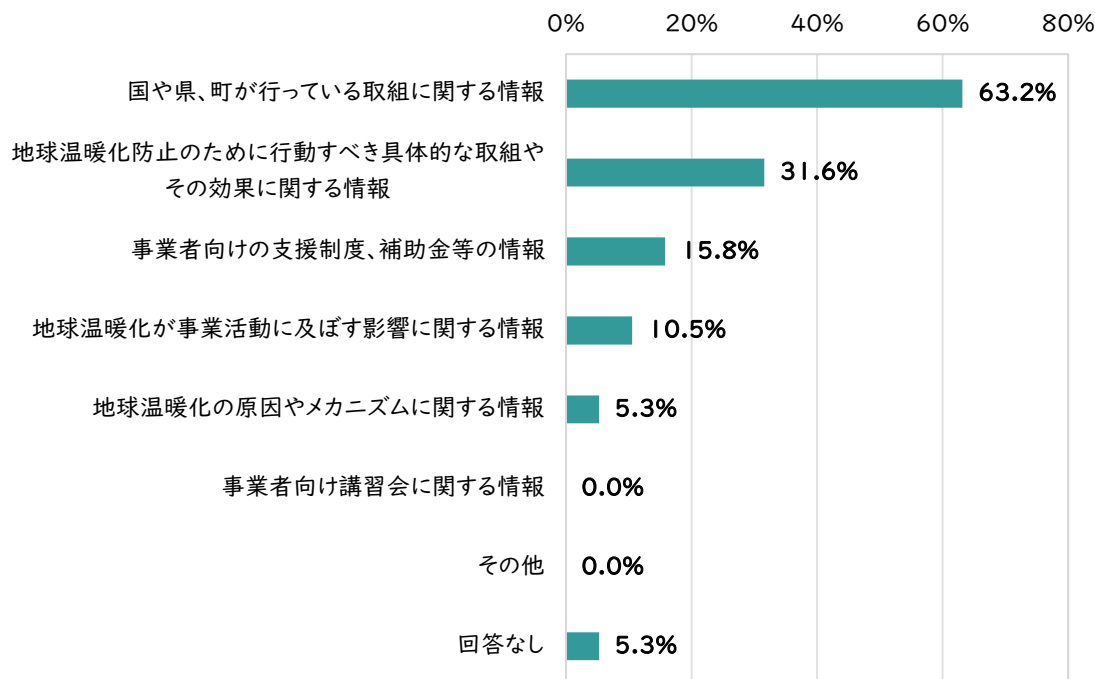


図 3-32 地球温暖化対策に関して求める情報【複数回答】（事業者意識調査）（n=19）

ウ 町に求める取組について

町に行ってほしい取組は、「補助金等支援制度の充実」が最も多く、次いで「事例や効果等の情報提供」、「取組事業者に対する優遇制度の創設及び充実」が挙がりました。今後は、補助制度の分かりやすい発信や、中小事業者でも取り組みやすい事例の紹介が有効といえます。

町として、補助金制度の情報提供や省エネ・再エネ導入事例の発信、取組事業者を評価・後押しする仕組みづくりなど、事業者が実際に取り組みやすくなる環境整備を進めていくことが重要と考えられます。

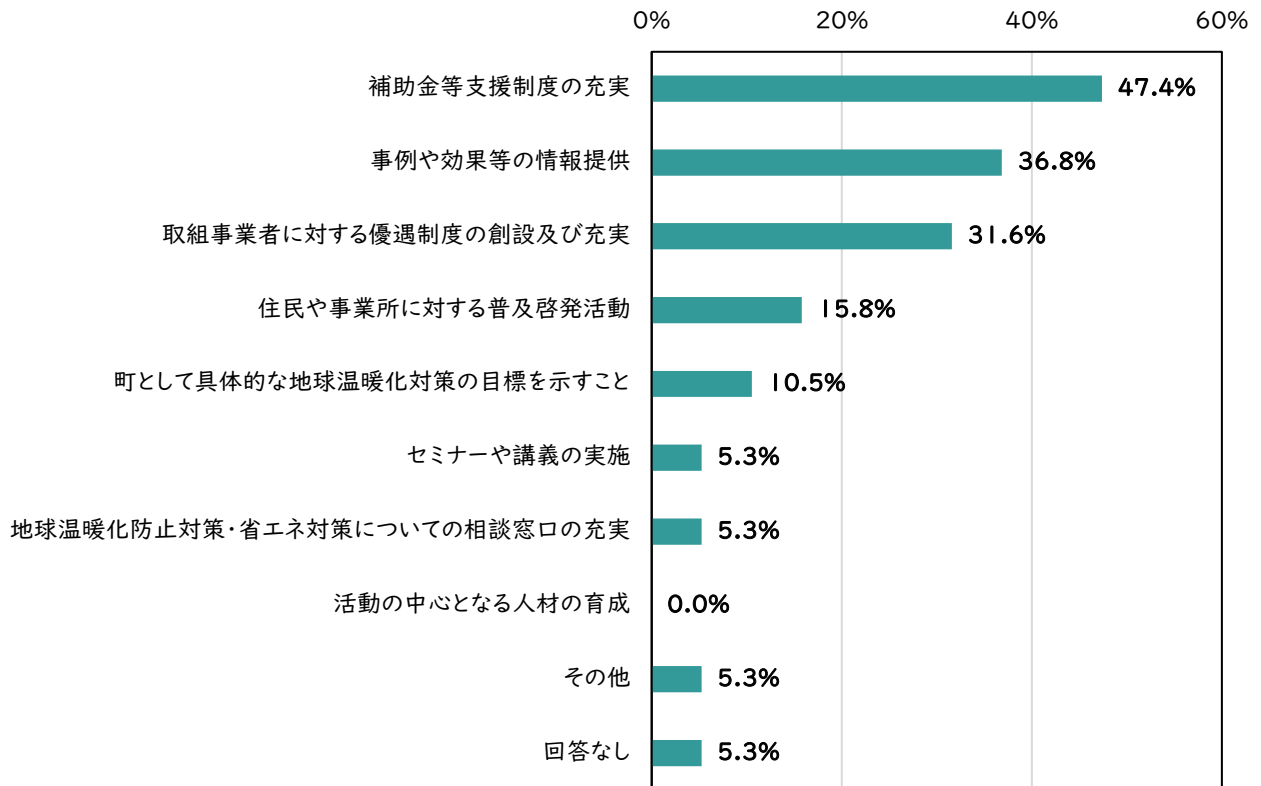


図 3-33 町に求める取組【複数回答】(事業者意識調査) (n=19)

(3) 事業者ヒアリング結果

事業者ヒアリングにより、省エネルギーや町への貢献に資する取組が進められていると明らかになりました。さらなる地球温暖化対策の取組のためには、初期費用の資金補助、制度の周知や、行政から事業者への強い働きかけが求められました。

今後、補助制度の拡充や情報提供を通し、町内事業者による地球温暖化対策のハードルを下げ、取組促進を図ります。

表 3-4 事業者ヒアリング結果

	実施している取組	課題	町に求めること
町内事業者①	<ul style="list-style-type: none"> ・コジェネレーションシステムの導入 ・熱ボイラーをA重油利用から都市ガス利用の設備に切り替え(補助金使用) ・町クリーン作戦への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・連結子会社であるため、親会社より先だてて行うことができず、優先順位を下げざるをえない 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を義務にするなど、親会社の子会社に資金投入するくらいの強い促進 ・補助金
町内事業者②	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率モーターの導入 ・最新型の空調設備・変圧器機への変更 ・コジェネレーションシステムの導入 ・太陽光発電(売電) ・町クリーン作戦への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客ニーズから少量多品種の製造を行っているため、電力の無駄があり省エネに取り組んでもリカバーできない ・将来的に太陽光発電による電気を自家消費に切り替えたいが、蓄電や配電にかかる費用が高価 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金
町内事業者③	<ul style="list-style-type: none"> ・LED電灯への更新 ・職員への節電、節水の呼びかけ ・災害時のレジリエンス強化のための地元企業からの資源購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代が高騰しており、逼迫 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金、制度の周知

第4章

二酸化炭素排出量の
現況推計と将来推計

4-1 二酸化炭素排出量の現況推計

(1) 二酸化炭素排出量の現況推計の考え方

二酸化炭素排出量の現況推計は、本計画の対象部門・分野の二酸化炭素について、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「現況排出量独自推計値」を算出しました。

この「現況排出量独自推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から人口等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく住民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本町の排出量を表していると考えられます。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

(2) 二酸化炭素排出量の現況推計

本町の二酸化炭素排出量の状況は以下のとおりです。本町における令和4(2022)年度の二酸化炭素排出量は39,643t-CO₂で、全体として平成25(2013)年度(基準年度)から約30%の減少となっています。部門別にみると、産業部門、業務その他部門、家庭部門のいずれにおいても大幅な削減が進んでおり、とくに産業部門では基準年度比で約半減しています。一方、運輸部門の削減幅は比較的小さく、引き続き対策の強化が必要な状況です。廃棄物分野も微減となっており、安定的に削減傾向が続いています。

これらの傾向から、本町の二酸化炭素排出量は基準年度から着実に削減が進んでいるものの、引き続き部門ごとの特性に応じた対策の強化が求められる状況にあります。

表4-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		2013年度(基準年度)			2022年度(現況年度)			基準年度比	
		活動量	単位	排出量 (tCO ₂ /年)	活動量	単位	排出量 (tCO ₂ /年)		
産業部門	製造業	126	億円	9,800	161	億円	5,293	54.0%	
	建設業・鉱業	268	人	505	118	人	213	42.2%	
	農林水産業	57	人	2,510	42	人	888	35.4%	
業務その他部門		2,817	人	14,328	2,688	人	10,414	72.7%	
家庭部門		2,791	世帯	12,175	2,983	世帯	7,632	62.7%	
運輸部門	自動車	旅客	4,708	台	8,617	4,963	台	7,100	82.4%
		貨物	1,635	台	8,167	1,640	台	7,506	91.9%
廃棄物分野	一般廃棄物	2,215	トン	665	1,967	トン	590	88.8%	
合計				56,767			39,643	69.8%	

※2022年度(現況年度)は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。

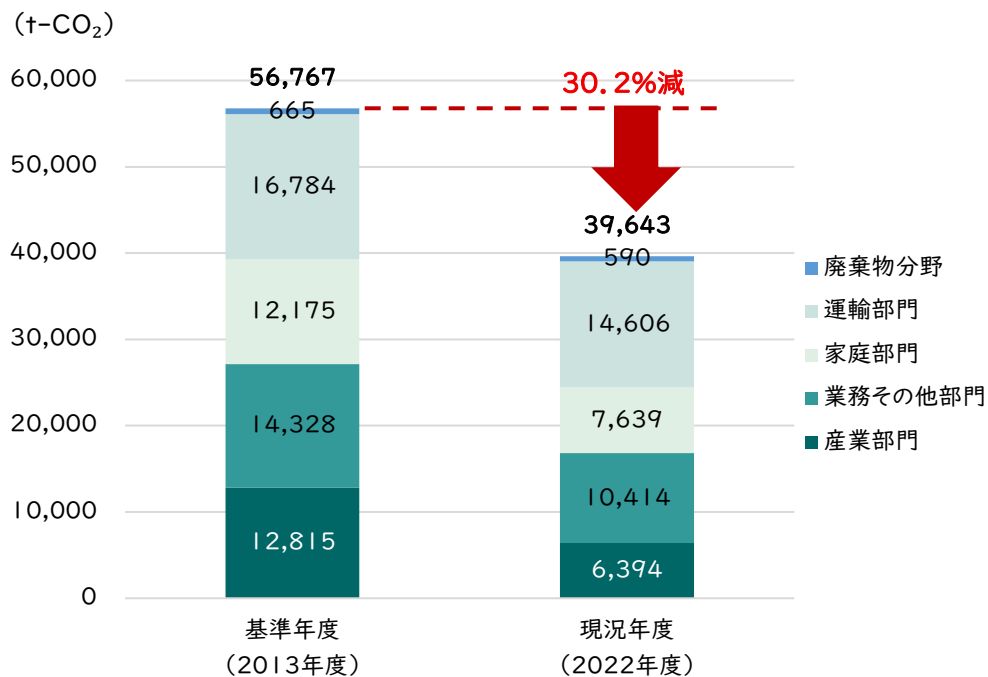


図4-1 二酸化炭素排出量の現況

4-2 二酸化炭素排出量の将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の将来推計の考え方

二酸化炭素排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU）をもとに、①本計画で予定する施策に基づいて二酸化炭素排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、②吸収量及び③再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和12（2030）年度及び令和32（2050）年度の二酸化炭素排出量を推計します。

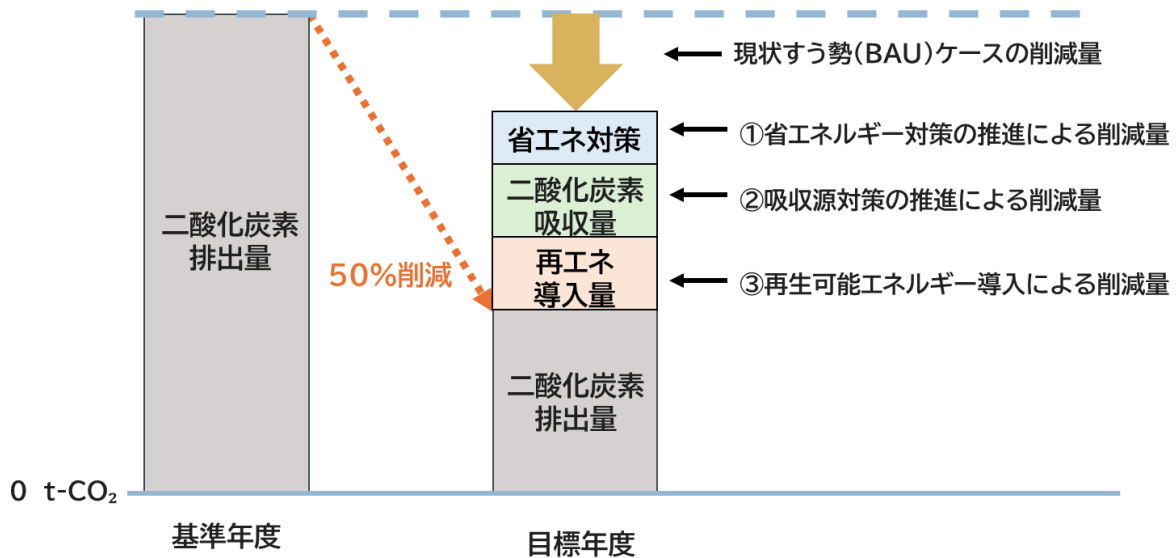


図4-2 将来推計の考え方のイメージ

(2) 現状すう勢における二酸化炭素排出量の将来推計（BAU）

本町における将来の二酸化炭素排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、町の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢における将来推計結果）を示します。

なお、活動量の変化については、各活動項目について現況年度（令和4（2022）年度）を起点として過去10年間の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。

また、令和12（2030）年度、令和32（2050）年度の電力排出係数については国の地球温暖化対策計画において示されているそれぞれ $0.000253\text{t-CO}_2/\text{kWh}$ 、 $0.00004\text{t-CO}_2/\text{kWh}$ を用いています。

推計の結果、令和12（2030）年度の排出量は $32,905\text{t-CO}_2$ 、令和32（2050）年度の排出量は $24,144\text{t-CO}_2$ と算出されました。

表4-2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	2013年度	2022年度	2030年度	2050年度	
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	1,262,051	1,605,048	1,616,967	1,675,872	
	建設業・鉱業	従業員数	人	268	118	118	75	
	農林水産業	従業員数	人	57	42	40	36	
業務その他部門		従業員数	人	2,817	2,688	2,597	2,545	
家庭部門		世帯数	世帯	2,791	2,983	3,117	3,211	
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	台	4,708	4,963	5,038	5,140
		貨物	保有台数	台	1,635	1,640	1,644	1,647
廃棄物分野	一般廃棄物	焼却量	トン	2,215	1,967	2,040	1,973	

表4-3 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位 t-CO₂）

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2022年度	将来推計 2030年度	将来推計 2050年度
産業部門	12,815	6,394	4,859	2,824
業務その他部門	14,328	10,414	7,394	3,893
家庭部門	12,175	7,639	5,312	1,944
運輸部門	16,784	14,606	14,729	14,892
廃棄物分野	665	590	612	592
合計	56,767	39,643	32,905	24,144

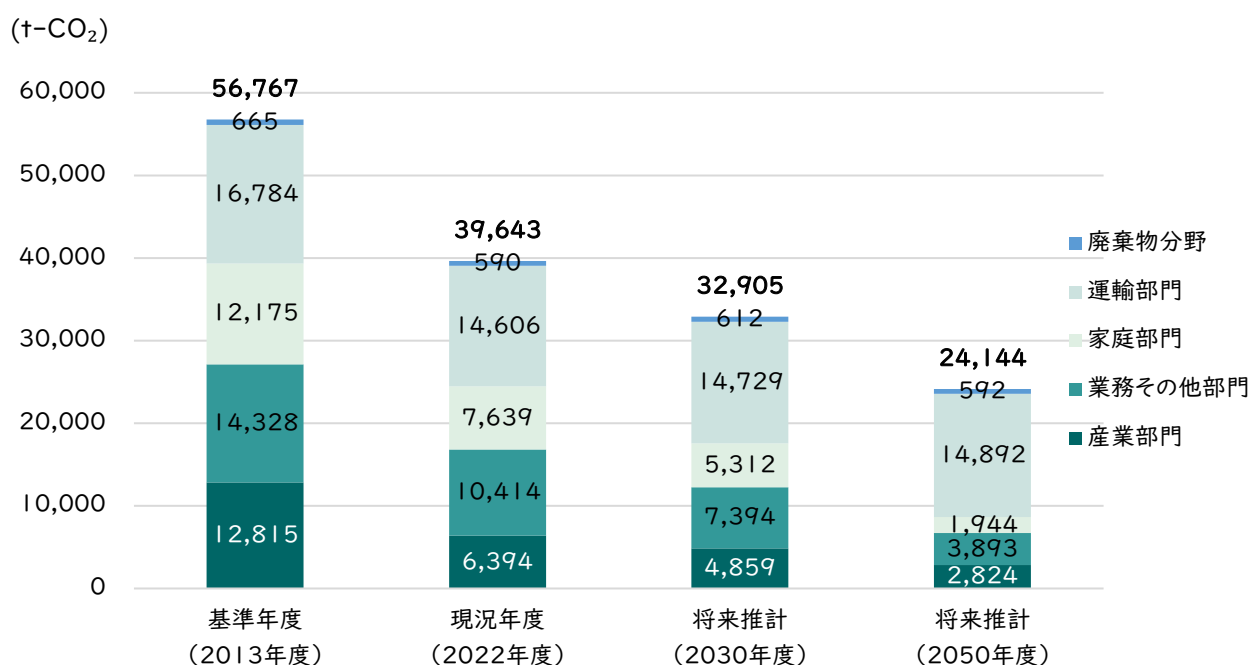


図4-3 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

(2) 脱炭素シナリオ(対策を実施した場合)の将来推計

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に向けて対策を実施した場合の二酸化炭素排出量について、以下の要素を踏まえて推計しました。

要素① 省エネルギー対策の推進

ZEB[※]、ZEH[※]等の建築物、住宅における省エネルギー化、高効率給湯器や高効率空調等の省エネルギー設備の導入、LED 照明や省エネ家電の導入、次世代自動車への切替等、国が「地球温暖化対策計画」において掲げる取り組みによる削減見込量から豊郷町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

※ZEB…「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称。室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

※ZEH…「Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

要素② 吸収源対策の推進

植物は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄えることで成長するとともに、酸素を放出しています。こうした自然の働きは、地域における二酸化炭素削減やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全に寄与する重要な要素です。

本町の所有している町外森林全体の二酸化炭素吸収量は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計すると、80 t-CO₂/年となりました。

推計は、森林経営面積に、森林経営活動を実施した場合の吸収係数(2.57t-CO₂/ha・年)を乗じて算出しました。

要素③ 再生可能エネルギーの導入

町域への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力の導入による削減見込量を算出します。

導入量の算出にあたっては、第3章に記載の本町の地域特性、再生可能エネルギー導入ポテンシャルの調査結果及びアンケート結果を踏まえ、再生可能エネルギーの種別ごとに導入量を設定しました。

導入量の内訳は第5章に示します。

(3) 町における二酸化炭素排出量の将来推計まとめ

前述(1)、(2)を踏まえて推計した令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量の見込みは以下のとおりです。それぞれ28,384t-CO₂、0t-CO₂であり、基準年度比(平成25(2013)年度比)で50%、100%の削減が見込まれます。

表4-4 二酸化炭素排出量の将来推計 (単位:t-CO₂)

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2022年度	将来推計 2030年度		将来推計 2050年度	
			排出量	2013年度比 増減率	排出量	2013年度比 増減率
産業部門	12,815	6,394	4,859	-62.1%	2,824	-78.0%
業務その他部門	14,328	10,414	7,394	-48.4%	3,893	-72.8%
家庭部門	12,175	7,639	5,312	-56.4%	1,944	-84.0%
運輸部門	16,784	14,606	14,729	-12.2%	14,892	-11.3%
廃棄物分野	665	590	612	-7.9%	592	-10.9%
省エネルギー対策			-3,989		-10,305	
再生可能 エネルギー導入			-453		-13,760	
吸収源対策の推進			-80		-80	
合計	56,767	39,643	28,384	-50.0%	0	-100.0%

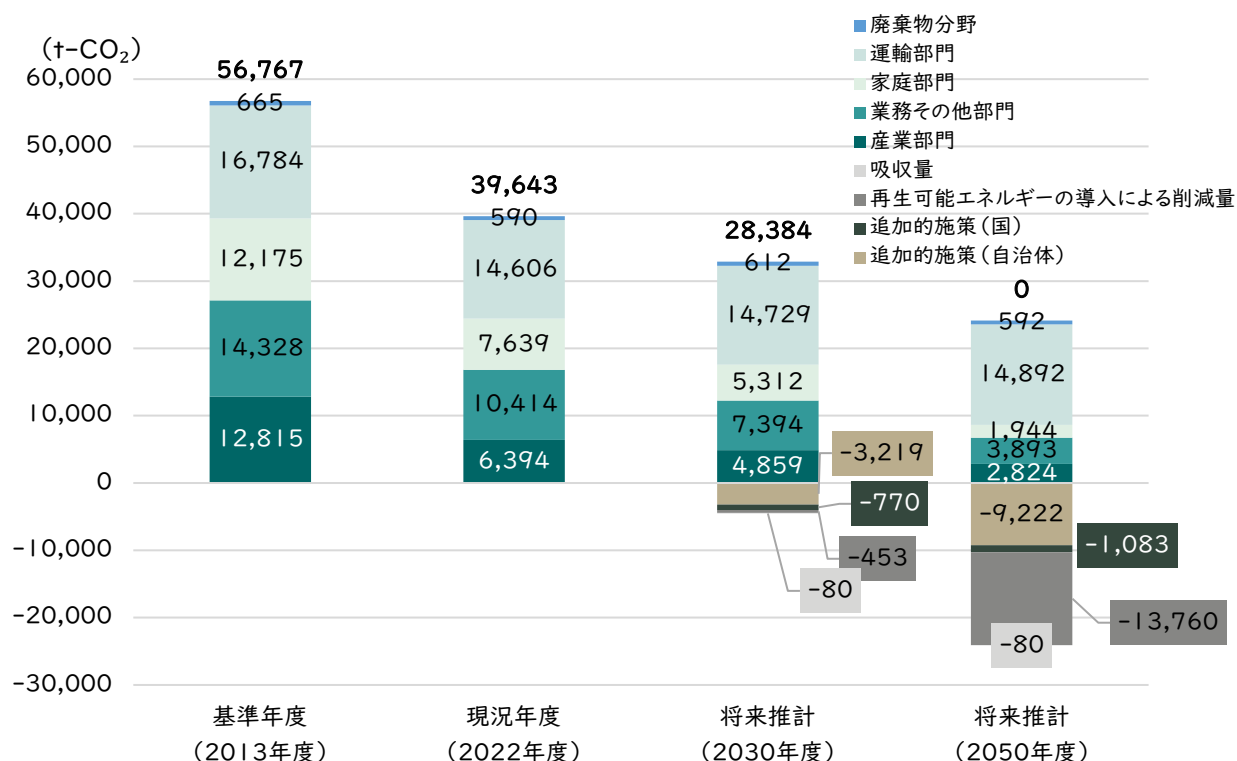


図4-4 二酸化炭素排出量の将来推計のまとめ

第5章 将来像と計画の目標



5-1 将来像と計画の目標

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「**環境にも人にもやさしい、元気な暮らしが続く脱炭素のまち 豊郷**」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGsの達成にも寄与します。

将来像

環境にも人にもやさしい、元気な暮らしが続く脱炭素のまち 豊郷

5-2 地域課題同時解決の考え方

国の第六次環境基本計画では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。本町においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGsへの貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。



図5-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現イメージ

5-3 二酸化炭素排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、県の「滋賀県 CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」では、国の目標を上回り、「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で50%削減」する旨が示されています。

第4章における二酸化炭素排出量の推計結果及び県の目標を踏まえ、本町における二酸化炭素削減目標を以下のとおり定めます。

二酸化炭素削減目標(中期目標)

令和12(2030)年度の町内における二酸化炭素排出量について、
平成25(2013)年度比で**50%**削減します。

二酸化炭素削減目標(長期目標)

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

＼ 目標達成に向け、地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、行動を起こしましょう! ／



5-4 再生可能エネルギー導入目標

前述の二酸化炭素削減目標達成とともに、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

再生可能エネルギー導入目標（中期目標）

令和 12 (2030) 年度導入目標（電気）： 1,080 MWh/年

再生可能エネルギー導入目標（長期目標）

令和 32 (2050) 年度導入目標（電気）： 32,647 MWh/年

令和 32 (2050) 年度導入目標（熱）： 694 GJ/年

表5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳（電気）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度導入目標 (MWh/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽光 (建物系)	1,080	23,454	エネルギー基本計画より、設置が合理的な住宅・建築物全てには太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを想定。
太陽光 (土地系)		1,233	本町における導入ポテンシャルの約1.5%に相当する再生可能エネルギーが導入されている。
再生可能 エネルギー由来 電気導入		7,960	2050 年ゼロカーボンのために必要な削減量を再生可能エネルギー由来電力の導入により賄う。町民意識調査より、導入検討中の割合より計算。
合計	1,080	32,647	

表5-2 再生可能エネルギー導入目標の内訳（熱）

エネルギー種別	2030 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度導入目標 (GJ/年)	2050 年度の実現イメージ
太陽熱		694	町民意識調査より、導入検討中の割合より計算
合計		694	

第6章 目標達成に向けた施策



6-1 施策の体系図

環境にも人にもやさしい、元気な暮らしが続く脱炭素のまち 豊郷



6-2 施策の推進

本計画の目標実現に向け、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

町が主体となって方向性を示し、住民や事業者など多様な主体と連携しながら、地域全体で脱炭素化を着実に推進します。

行政による率先的な取組とともに、地域社会全体での協働を通じて、持続可能で快適な地域づくりを目指します。

I

省エネルギー対策の推進

私たちの暮らしを支えるエネルギーの多くは化石燃料に依存しており、利用に伴って二酸化炭素が排出されます。脱炭素社会の実現には、省エネルギーを進めてエネルギー起源の排出を減らすことが重要です。

省エネは、電源オフなどの身近な行動から、省エネ設備の導入まで多様な方法があります。町全体で効率的なエネルギー利用を進めることで、光熱費の削減と環境負荷の軽減が期待できます。

豊郷町では、住宅・事業所・公共施設などでの省エネ化を推進し、補助制度や情報提供を通じて取組の普及を支援します。事業者や町民と連携し、持続可能な省エネルギー型社会の形成を目指します。まずは、一人ひとりが身近な省エネ行動を心がけることが大切です。

施策 ① 暮らしにおける省エネルギー対策

家庭での電気・ガスなどのエネルギー使用量を削減し、脱炭素型のライフスタイルへの転換を促進します。住宅の断熱改修や高効率機器の導入支援を検討するとともに、エネルギー消費の「見える化」を推進し、町民一人ひとりが効果的な省エネ行動を実践できる環境を整えます。

1-1 住宅の省エネ支援

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の断熱改修・高効率設備導入に関する補助制度や相談体制の検討 ● 町内施工業者との連携による省エネ住宅の普及 ● 住宅相談窓口の設置検討
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の住宅について、設備の高効率化等の省エネ改修を実施 ● すだれや遮熱性の高いカーテンを活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ住宅リフォームの提案・施工 ● 補助制度利用の支援・広報協力

1-2 省エネ設備・機器の導入促進

町	<ul style="list-style-type: none">● 高効率の空調設備、照明機器、給湯器等について情報提供● 町広報や SNS で導入支援情報を発信● 機器導入にかかる補助について情報提供
町民	<ul style="list-style-type: none">● 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択● 家庭での省エネ行動実践（照明・冷暖房など）● 古くなった家電を更新● エアコン・照明などの効率的使用

1-3 エネルギー消費量の見える化の推進

町	<ul style="list-style-type: none">● エネルギー診断や家庭のエネルギー使用量「見える化」ツールの普及支援● スマートメーターやアプリ活用の推進● データ活用による町全体の省エネ施策検討
町民	<ul style="list-style-type: none">● エネルギー使用量「見える化」ツールを使用した家庭のエネルギー使用量の可視化、定期確認● 節電・節水など行動改善につなげる



施策 2 事業活動の省エネ推進

事業所や農業など各分野において、省エネ設備やスマート技術の導入を促進します。町内事業者に対し、エネルギーコスト削減や脱炭素経営への移行支援、情報提供を行うほか、取組事例の共有を通じて地域全体の省エネ意識を高め、持続可能な事業環境の構築を目指します。



2-1 省エネ設備の導入支援

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ設備導入への補助制度や低利融資の検討 ● エネルギー診断や設備更新に関する専門家派遣 ● 事例紹介や PR を通じた普及啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存のオフィス、事務所について、省エネ改修を実施 ● オフィスや事務所等の新築にあたっては、ZEB を検討 ● 省エネ効果の見える化と社内共有 ● 設備更新計画への反映

2-2 脱炭素経営セミナーの開催

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内事業者向けセミナー・講座の開催 ● 省エネ・脱炭素に関する情報提供と事例共有 ● 商工会等との連携体制構築
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● セミナーへの積極参加・自社課題の共有 ● 自社の経営計画へ脱炭素関連のトピックを追加 ● 他社とのネットワーク形成

2-3 農業分野の省エネ化

町	<ul style="list-style-type: none"> ● スマート農業機器導入への支援制度検討 ● 省エネ型施設園芸・機械化農業の普及啓発 ● 農業委員会・JA との連携による導入支援
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 高効率ハウス・省エネ機械の導入 ● エネルギー使用量の記録・共有 ● 地域内での技術情報交換

コラム「スマート農業」

スマート農業とは、「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のことです。以下の3点がスマート農業の効果として挙げられます。

- ・作業の自動化により、人手を省くことが可能。
- ・位置情報と連動した経営管理アプリの活用により、作業の記録をデジタル化・自動化し、熟練者でなくても生産活動の主体になることが可能。
- ・ドローン・衛星によるセンシングデータや気象データのAI解析により、農作物の生育や病虫害を予測し、高度な農業経営が可能。

人手不足や高齢化といった農業が抱える課題を解決し、持続可能な農業の実現に貢献します。データに基づいた精密な栽培管理や、予測的な病虫害対策により、高品質な農産物を安定的に供給することが可能になります。また、地域社会の活性化や食料問題の解決にも繋がるのが期待されており、今後の農業のあり方を大きく変える可能性を秘めています。



出典：農林水産省

施策 3 地域・公共部門での省エネ推進

公共施設や交通など地域単位での省エネルギー化を推進します。庁舎や学校における照明・空調等の効率化、公共交通機関や自転車の利用促進を進め、地域全体のエネルギー利用を最適化します。町・事業者・住民が協働し、環境にやさしく快適なまちづくりを進めます。

3-1 公共施設の省エネ改修

町	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設等総合管理計画および各個別施設計画」と整合を図りながら、LED照明・高効率空調設備の導入推進、改修を検討 ESCO 事業※や補助制度の活用検討 エネルギー使用量の把握・公表
町民	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用時の節電・エコ行動の実践 省エネ改修に対する理解と協力 環境イベントへの参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備の提案・設計・施工 維持管理・点検業務の効率化支援 最新技術情報の提供

※ESCO 事業…住民や事業者が目標とする省エネルギー課題に対して包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る事業

3-2 次世代自動車公用車の導入

町	<ul style="list-style-type: none"> EV・FCV・PHEV など次世代自動車の導入検討 導入状況の広報・普及促進
町民	<ul style="list-style-type: none"> 新しく自動車を購入する際に、次世代自動車を検討 エコドライブを実践
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 新しく自動車を購入する際に、次世代自動車を検討 エコドライブを実践

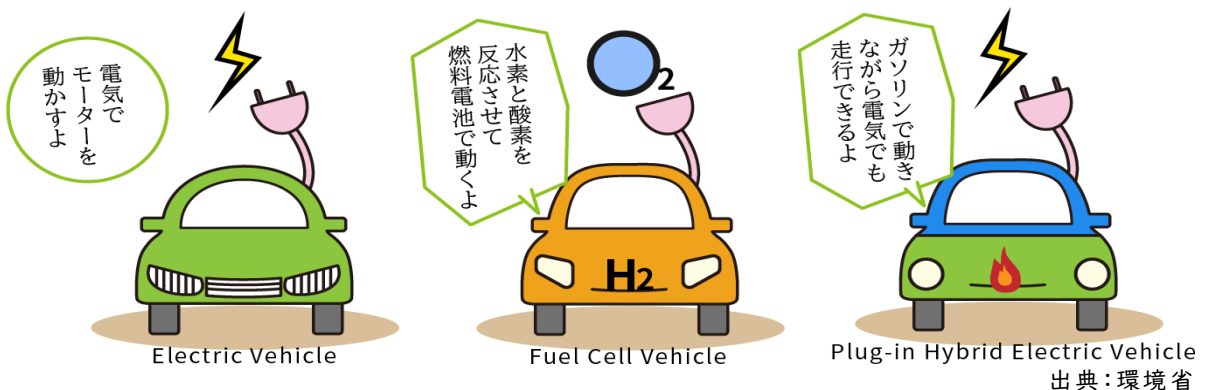


図6-1 EV、FCV、PHV の特徴

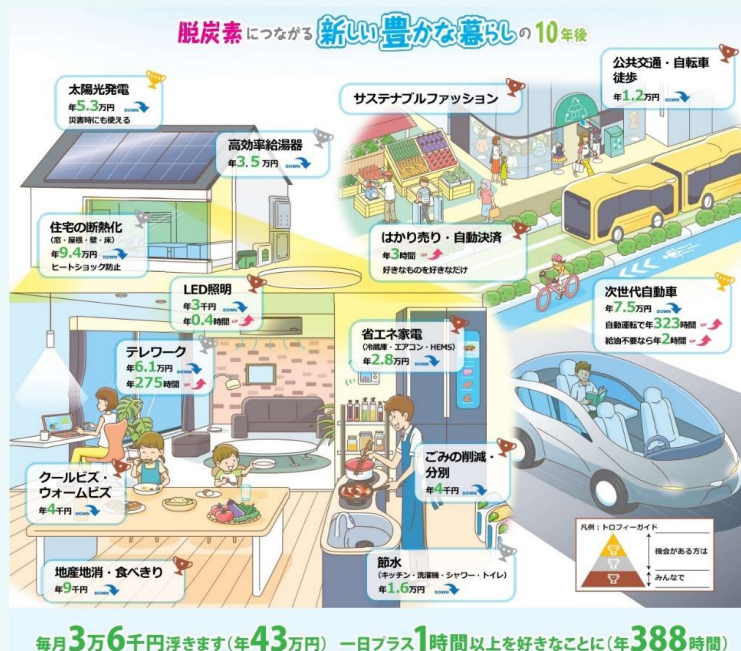
3-3 省エネ型交通の推進

町	<ul style="list-style-type: none"> 「すまいるたうんばす」、近江鉄道等、町内の公共交通機関の利便性向上の検討 湖東圏域の他鉄道沿線自治体と連携し、広報・啓発活動による利用促進 電動自転車・カーシェア活用支援
町民	<ul style="list-style-type: none"> 外出時の移動はできるだけ公共交通機関の利用を検討 近距離の移動は徒歩や自転車の利用を検討 電動自転車・カーシェア活用支援 公共交通利用促進キャンペーン実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 近距離の移動は徒歩や自転車を利用するなど、業務に伴う移動手段の見直し 従業員の公共交通機関や自転車、徒歩での通勤を奨励

コラム 「みんなで進める地域全体の省エネ」

豊郷町では、公共施設だけでなく、交通や日常の移動も含めた「地域単位での省エネルギー化」を重視しています。庁舎や学校の照明・空調の更新によって公共施設の効率化を進める一方、町民の公共交通利用や自転車の活用を促すことで、地域全体のエネルギー消費を抑える取り組みを検討しています。こうした取組は、国が推進する「デコ活（脱炭素につながる新しいライフスタイル）」にも合致しており、町民一人ひとりの行動が地域全体の省エネにつながります。

これらの省エネは、町・事業者・住民がそれぞれの役割を担いながら協働して進めることで、より大きな効果を生みます。日常の小さな行動を積み重ねることが、環境にやさしく、快適で持続可能な豊郷町を実現する力となります。



出典：環境省 デコ活

2

再生可能エネルギーの普及拡大

エネルギー消費を抑える省エネルギーの取り組みに加えて、将来を見据えた再生可能エネルギーの活用も欠かせません。化石燃料に依存したエネルギー利用は温室効果ガスの排出を伴うため、環境負荷を抑えながら安定的にエネルギーを確保するには、太陽光発電や蓄電池などの活用について導入可能性を検討していくことが求められます。さらに、近年注目されているペロブスカイト太陽電池などの新技術についても、地域での導入検討を進めます。

町では、公共施設や地域、事業所・家庭における再生可能エネルギーの導入検討を支援し、持続可能なエネルギー利用体制の構築を目指します。基本方針1の「省エネルギー対策の推進」と再生可能エネルギー活用の両輪で、地域全体の脱炭素化を進めていきます。

施策 1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

公共施設は地域における再生可能エネルギー導入のモデル拠点として位置づけられます。庁舎や学校等への太陽光発電設備や蓄電池の導入を検討するとともに、新技術の実証導入も視野に入れ、災害時の非常電源確保や電力レジリエンス[※]の強化を図ります。

※レジリエンス…「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力。

1-1 庁舎・学校への太陽光発電設備及び蓄電池の導入検討

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁舎・学校への太陽光発電・蓄電池導入検討 ● ペロブスカイト太陽電池等の新技術活用可能性調査 ● BCP[※]活用や災害対応機能の強化 ● 再生可能エネルギー由来電力プランへ切り替えを検討 ● 公共施設の照明 LED 化(令和8(2026)年度)を検討 ● 公共空間への太陽光・LED 街灯設置・維持管理 ● 夜間照明と省エネの両立推進
---	---

※BCP…BCP(事業継続計画)とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

1-2 再生可能エネルギー導入効果の情報発信

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー発電量・削減効果の公表 ● 体験型イベント・見学会の開催 ● 教育・学習との連携促進
---	---

施策 2 住宅・事業所での再生可能エネルギー導入促進

家庭や事業所における再生可能エネルギーの導入を推進し、地域全体の脱炭素化を進めます。再生可能エネルギー導入・利用制度の周知（共同購入制度・再生可能エネルギー電力利用など）を行うほか、補助制度の創設検討や電力地産地消の構想づくりを進め、町民・事業者が再生可能エネルギーを「選び・使う」環境を整えます。町・事業者・住民の協働によって、自立した地域エネルギーの基盤形成を目指します。

2-1 再生可能エネルギー導入・利用制度の周知

町	<ul style="list-style-type: none">● 共同購入制度・再生可能エネルギー電力メニューの情報発信● 太陽光発電に関する補助金内容の充実● 広報紙・ホームページ・SNSによる周知強化
町民	<ul style="list-style-type: none">● 行政等が行う再生可能エネルギーに関する相談会等への参加・情報収集● 制度利用による設備導入検討● 再生可能エネルギー由来電力プランへ切り替えを検討
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 制度内容の説明・導入支援● 導入事例・効果の共有● 再生可能エネルギー電力プランの提供、再生可能エネルギー由来電力プランへ切り替えを検討



コラム 「再生可能エネルギーの共同購入」

再生可能エネルギー設備の導入を後押しする取組として、住民が参加しやすい「再生可能エネルギー共同購入」が広がっています。共同で募集・発注を行うことで、割安な価格で太陽光発電設備や蓄電池を導入できるほか、施工事業者の選定や見積比較の手間を減らせることが大きなメリットです。また、地域として再生可能エネルギー導入が進み、災害時の電力確保にもつながることが期待されます。

一方で、設置条件が住宅によって異なるため、全ての家庭で希望どおり導入できるわけではない点や、長期にわたるメンテナンス費用を見込んでおく必要があることは注意点です。

再生可能エネルギー共同購入は、費用負担と利便性の両面を踏まえ、家庭に合った導入判断を支援する仕組みとして有効です。



多くの人が参加することで、エコな電気をお得な電気代でご利用いただけ、再生可能エネルギーの利用拡大につながります。

出典：環境省

地球温暖化の進行を抑えるためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー対策に加え、二酸化炭素を吸収する森林や農地の保全、資源を循環させる取組、さらには環境教育の充実など、多面的なアプローチが求められます。町では、こうした幅広い分野を一体的に進めることで、持続可能な地域環境の形成を目指します。

町民・事業者・団体が協力し合い、緑化活動の推進やごみ減量、食品ロス削減、環境学習の機会づくりなど、日常生活の中で実践できる取組を広げ、地域全体の環境意識を高めていきます。これらの取組を通じて、町民が安心して暮らし続けられる脱炭素型のまちづくりを進めます。

施策 Ⅰ 吸収源対策

町の農地など、自然環境を活かした二酸化炭素吸収源の保全・拡充を進めます。緑化活動の推進や木材利用の促進を通じて、地域の生態系保全と温暖化防止の両立を図ります。また、地域ぐるみで緑を守り育てる取組を支援し、自然と共生するまちづくりを目指します。

さらに、森林整備の推進や木材利用の拡大、環境教育の充実等を体系的に進めることで、地域資源の循環的活用を促進し、持続可能な環境基盤の強化を図ります。

1-1 町民参加型植樹・緑化活動

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存イベントとの連携を含め、緑化イベントの開催・苗木提供 ● 学校・公園での植樹事業実施 ● 地域緑化の広報啓発
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 植樹・緑化活動への参加 ● 地域の緑地保全活動の実施 ● 活動内容の発信・共有
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 苗木提供・活動支援 ● 緑化活動への協賛・協力 ● 企業緑化事例の発信

1-2 農地・生態系保全活動

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 休耕地再生・環境保全型農業支援 ● 生態系調査・保全活動の推進 ● 農業者支援制度の整備
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の新築の際、県産木材の利用を検討 ● 県産木材を利用した商品（箸や雑貨等）の積極的な購入
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業機械・技術導入支援 ● 省エネ・環境配慮型農業技術提供 ● 地域連携による景観保全

1-3 木材利用推進

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域産材・県産材利用促進 ● 木製品活用の啓発 ● 公共建築物の木質利用検討
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 木製品の購入・利用 ● 木のある暮らしの実践 ● 間伐体験、植林体験、山林整備ボランティアへの参画 ● 建築・製品への木材利用促進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築・製品への木材利用促進 ● 地域材活用製品の開発・販売 ● 木材活用技術の提供

施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

ごみの発生抑制と資源循環の拡大を図り、循環型社会の実現を目指します。家庭・事業所での分別徹底や食品ロス削減を推進し、5R と呼ばれる「リフューズ(断る)」「リデュース(減らす)」「リユース(繰り返し使う)」「リペア(修理する)」「リサイクル(再資源化する)」を通じてごみを減らす取組を支援します。また、環境に配慮した商品選択を促進し、町民一人ひとりの意識変革を進めます。

2-1 食品ロス削減運動

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減キャンペーンの実施 ● 飲食店・小売店との連携による「30・10 運動」推進 ● 啓発チラシ・SNS による周知強化
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭での食材使い切り・保存工夫の実践 ● 地域の啓発活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減宣言・取組の実施 ● 食材管理・提供方法の改善 ● 町との協働イベント・情報発信

2-2 リユース・リサイクル活動

町	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル拠点整備・イベントの企画・運営 ● ごみ分別・再資源化の啓発強化 ● 事業者・学校との協働による回収活動推進
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別・リサイクル活動の実践 ● 不要品リユース・フリーマーケットへの参加 ● 地域清掃・美化活動の継続
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収・再資源化システムの運用 ● 製品リユース・リサイクルの推進 ● 資源循環に関する地域連携強化

2-3 家庭ごみ・事業ごみの減量・分別徹底

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別ルールの明確化・広報 ● 啓発資料・説明会の開催 ● ごみ処理データの公表・改善
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭ごみ分別ルールの遵守 ● 資源回収への積極的参加 ● 地域の分別啓発活動への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみ分別・減量への取組 ● 廃棄物処理業者との協働 ● リサイクル率向上への技術提供

 コラム 「食品ロスの現状」

WWF(世界自然保護基金)と英国の小売り大手テスコが令和3(2021)年7月に発表した報告書「Driven to Waste」によると、世界で栽培、生産された全食品のうち約40パーセントに当たる25億トンの食品が年間で廃棄されていることが分かりました。

我が国では年間2,104万トンの食品廃棄物が排出されていますが、そのうち464万トン(令和5(2023)年度推計)が食品ロスとされています。国民一人当たりの食品ロス量は1日約102gとなり、全ての国民が毎日おにぎり1個分に近い量の食品を食べずに捨てている計算になります。

本県における令和5(2023)年度の家庭系食品ロスの発生量は、年間約2.4万トンの食品ロスが発生していると推定されます。これは、県民1人当たりで換算すると、年間約17kgの食品ロスが家庭から発生していることとなり、全国の状況と比較するとやや少ないものの、依然として、まだ食べることができる食品が多く捨てられています。

滋賀県では、食品ロスを減らすために、県民運動「三方よし!!でフードエコプロジェクト」を実施し、事業者・団体・行政等が情報共有・交換を行いながら、関係者間の連携や取組推進を図っています。



出典：滋賀県 HP

施策 3 環境教育・協働による意識啓発

町民・事業者・団体が連携し、学びと実践を通じた地域全体での温暖化対策を推進します。環境学習の機会提供やイベント開催により、環境保全意識を高めるとともに、町内の様々な主体が協働する仕組みを強化します。次世代へ持続可能な環境を引き継ぐことを目指します。

3-1 学校連携による環境教育

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校・教育委員会との連携による環境学習推進 ● 教材・出前授業の提供 ● 町内事業者との連携による体験学習機会の創出
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域学習への協力・講師参加 ● 家庭での環境学習の実践 ● 子どもへの環境配慮行動の促進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場見学・出前講座の受入 ● 脱炭素やリサイクルに関する教育支援 ● 学校教育との協働による実践型学習の提供

3-2 企業・団体との協働活動

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業・団体・学校と連携した環境美化・クリーン活動の実施 ● 協働協定の締結・支援 ● 活動成果の情報発信・表彰制度の検討
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン活動への参加・協力 ● 地域団体を通じた環境保全活動の推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域貢献としての環境活動の実施 ● 社員ボランティアの派遣・支援 ● 他団体・町との共同プロジェクトの展開

3-3 環境情報発信

町	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙・ホームページ・SNSによる環境情報の発信 ● 町内イベント・学校を通じた啓発活動 ● 町民意見の収集・反映
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境情報の活用・拡散 ● SNS等を通じた地域活動の発信 ● 環境施策への意見・提案提出
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の環境取組・省エネ事例の共有 ● 情報提供・PR協力 ● 町の広報活動への協賛

施策 4 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農林業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。各分野において、どのような影響が想定されているかについては、資料編（70ページ）に記載をしております。

町の取り組み	内容
農林業分野の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● スマート農業機器導入への支援制度検討 ● 省エネ型施設園芸・機械化農業の普及啓発
水資源の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 水利用ピーク時の配水量確保のため、緊急時必要に応じ各種広報媒体により節水を呼びかけ
自然生態系分野の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の生物多様性を保全するため、住民への外来生物の周知活動や、防除や捕獲に関する情報提供を実施
自然災害の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 「豊郷町地域防災計画」に基づいて、災害時に必要な防災資機材等の整備を実施 ● 「総合防災マップ」の啓発、普及促進
健康への影響対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症予防や対処法に関するホームページへの掲載による普及啓発 ● 夏の日中の厳しい暑さから一時的に避難するため、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に町の施設等を指定
生活基盤における対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨や大雪による影響を軽減するため、気象予報を注視 ● パトロールの強化



第7章 事務事業編



7-1 現況について

本町の事務事業に伴う施設ごとの現況（令和4(2022)年度）における課・施設別エネルギー使用量は、それぞれ以下のとおりです。

表7-1 令和4(2022)年度における課・施設別エネルギー使用量

担当課	施設名	軽油 (L)	灯油 (L)	ガソリン (L)	LPガス (kg)	電気 (kWh)
総務課	役場庁舎	-	-	-	16.4	235,160
	防災倉庫	-	-	-	-	4,937
	公用車	1,272.41	-	4,894.37	-	-
人権政策課	隣保館	-	26	-	45.8	37,001
	大町老人憩の家	-	-	-	0	879
	三ツ池老人憩の家	-	-	-	0.4	1,502
	三ツ池教育集会所	-	-	-	4.8	4,829
	児童館	-	-	-	-	873
	大町教育集会所	-	-	-	0	3,123
	公営住宅(共用部)	-	-	-	-	22,904
	改良住宅(共用部)	-	-	-	-	23,427
	公用車	-	-	260	-	-
産業振興課	いきがい協働センター	-	-	-	141.2	22,594
	育苗サブセンター	-	-	-	-	1,021
企画振興課	高野瀬池公園	-	-	-	-	264
学校教育課 総務課	豊郷小学校旧校舎群	-	-	-	-	176,595
社会教育課	豊栄のさと	-	2,900	-	452.1	295,410
	公用車	-	-	719.67	-	-
保健体育課	武道館	-	-	-	-	5,283
住民生活課	公用車	-	-	1,752.41	-	-
医療保険課	公用車	-	-	266.83	-	-
地域整備課	公用車	-	-	1,011.98	-	-
学校教育課	豊郷小学校	-	-	-	4,201.7	451,392
	日栄小学校	-	-	-	3,212.9	437,505
	豊日中学校	-	20,863	-	16.5	195,366
	豊郷幼稚園	-	-	-	0.6	2
	バス	850	-	-	-	-

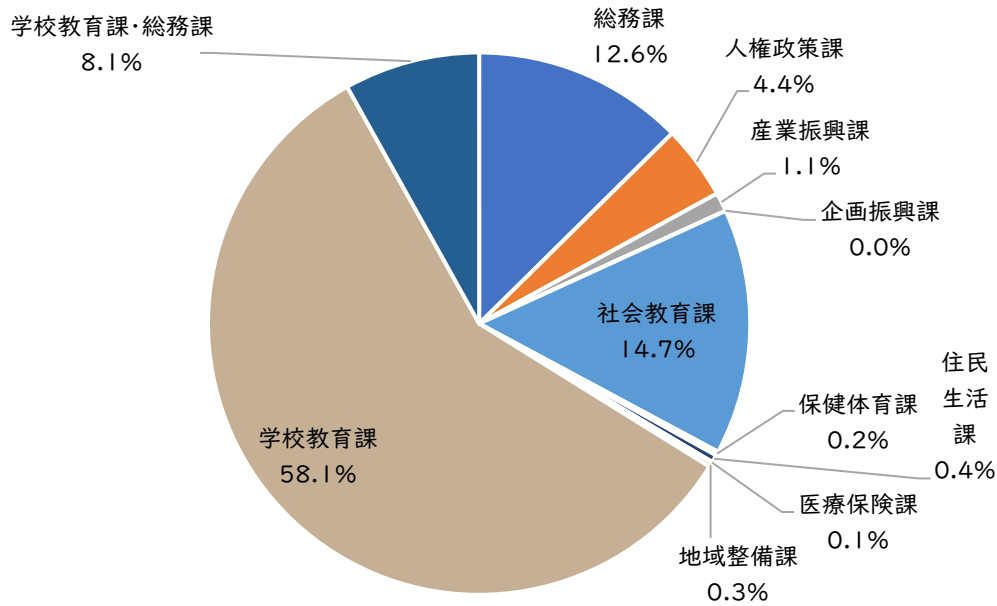


図7-1 令和4(2022)年度における課別排出量

本町の事務事業に伴う、基準年度(平成27(2015)年度)と、現状(令和4(2022)年度)における二酸化炭素総排出量は、それぞれ以下のとおりです。

表7-2 温室効果ガス総排出量及びエネルギー使用量

	平成27(2015)年度				令和4(2022)年度				排出量増減率
	使用量	単位	排出量 (t-CO ₂)	割合	使用量	単位	排出量 (t-CO ₂)	割合	
電気	1,406,408	kWh	698	82.0%	1,920,067	kWh	805	88.0%	15.3%
灯油	40,902.6	L	102	12.0%	23,789.0	L	59	6.5%	-41.8%
LPガス	7,273.4	L	22	2.6%	8,092.4	L	24	2.7%	11.3%
ガソリン	9,277.6	L	22	2.5%	8,905.3	L	21	2.3%	-4.0%
軽油	3,261.6	L	8	1.0%	2,122.4	L	5	0.6%	-34.9%
合計			851				914		7.4%

令和4(2022)年度の本町の事務事業における温室効果ガス総排出量は914t-CO₂です。

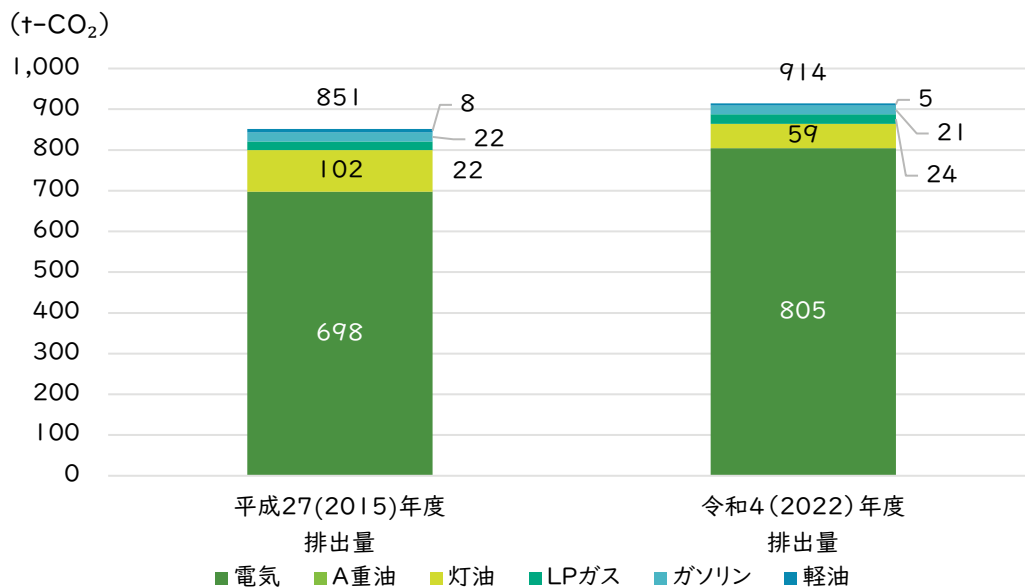


図7-2 項目別二酸化炭素排出量の比較

7-2 排出削減目標の設定

令和3(2021)年10月に閣議決定された政府実行計画に掲げる目標が「令和12(2030)年度までに50%削減(平成25(2013)年度比)」と上方修正されたことを踏まえ、本計画の削減目標を次のとおりとします。

二酸化炭素削減目標

令和12(2030)年度の二酸化炭素排出量について、平成27(2015)年度比で **50%削減** することを目指します。

<平成27(2015)年度>	⇒	<令和12(2030)年度>
851 t-CO ₂		426 t-CO ₂

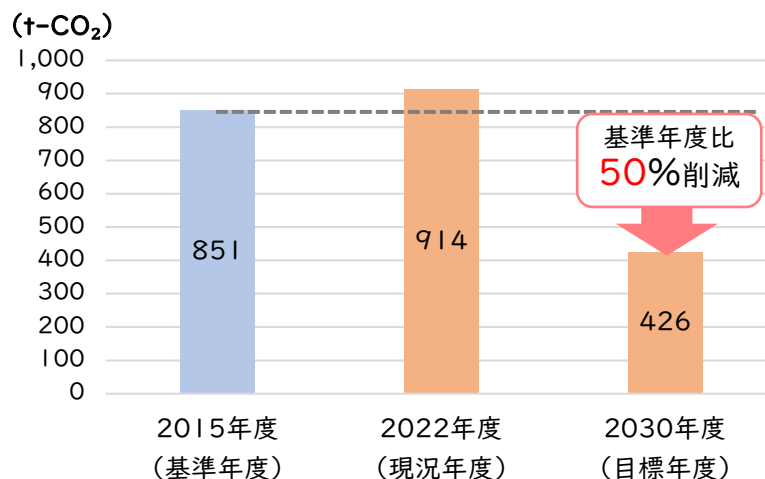


図7-3 二酸化炭素排出量と令和12(2030)年度削減目標

7-3 町における率先的な取り組みの推進

豊郷町は、町民や町内事業者の模範となるよう、公共施設等の省エネルギー化および再生可能エネルギーの導入を計画的に進めます。

あわせて、職員の省エネ行動を推進し、町自らが率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

さらに、災害時におけるエネルギー確保などレジリエンスの強化と、地域内でのエネルギーの地産地消を推進し、持続可能な行政運営を目指します。

町における率先的な取り組みの推進	
町の取り組み	内容
職員の省エネ行動の徹底	町民サービスや業務に支障のない範囲で、共有スペースの部分消灯や窓際消灯の実施、カーテンやブラインドを活用して冷暖房効果を高めるなど、省エネ活動に取り組めます。 また、クールビズ・ウォームビズの励行、エコドライブやグリーン購入の推進にも取り組めます。
公用車の省エネ化・燃料使用量削減	公用車の新規導入や更新時には、可能な限り次世代自動車（EV、PHEV、HV等）を導入します。 外勤や出張時には公共交通機関・自転車の利用を促し、使用時にはアイドリングストップを徹底、「急発進」「急加速」などの運転を控え、燃料使用量の削減を図ります。
公共施設の省エネ化・再エネ導入の推進 （区域施策編 基本方針1 施策3 および 基本方針2 施策1 再掲）	公共施設における省エネルギー化および再生可能エネルギーの導入を総合的に推進します。 具体的には、LED照明・高効率空調・高効率給湯器・ESCO事業の導入等により、施設全体の電力使用量を削減します。 また、社会実装が進むペロブスカイト太陽電池の率先的な導入を検討するなど、太陽光発電設備および蓄電池の設置を進め、再生可能エネルギーの活用を図ります。 さらに、新築や改修に際してはZEB水準の導入を検討し、建築物の高断熱化・高効率化を推進します。加えて、公共空間や街灯にもLED・太陽光灯の整備を進め、令和8（2026）年度までに町内の公共照明を100%LED化することを目指します。
再エネ電力の導入と電力地産地消の推進 （区域施策編 基本方針2 施策1・2再掲）	令和12（2030）年度までに、町が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。 庁舎や学校等への太陽光発電と蓄電池の組合せ導入を進め、非常時の電力確保とBCP（事業継続計画）対応を強化します。
エネルギー使用量の見える化と情報発信	各施設・事務所における電気・燃料使用量を毎年度把握し、エネルギー使用量の「見える化」を進めます。CO ₂ 排出量の算定結果や削減実績を庁内および町民へ公開し、省エネの効果を共有します。 また、発電データや削減事例をHPやSNS、広報紙で発信し、職員や町民の意識向上を図ります。

GX 製品等の率先調達	<p>政府実行計画に基づき、町は GX 製品（脱炭素関連技術・製品）の率先調達を推進します。</p> <p>公共調達においては、省エネルギー性能および環境配慮性能を有する製品・資材を優先的に採用し、脱炭素型社会の形成に寄与します。</p> <p>また、「環境配慮契約法」に基づく物品、役務、工事等の契約において、温室効果ガス排出削減への貢献度を評価項目として位置づけるとともに、GX 関連製品の市場拡大を後押しする率先調達に取り組めます。</p>
地域連携と普及啓発の推進	<p>町の率先的な取り組みを地域全体の脱炭素化に波及させるため、事業者や学校、地域団体との連携を強化します。</p> <p>町内イベントや学習会を通じて省エネ行動・再エネ導入の効果を共有し、町民・事業者・行政が一体となって取り組むモデルの形成を目指します。</p>
今後の取り組み体制	<p>これらの取り組みは、総務課を中心に全庁的な連携体制のもとで推進します。</p> <p>毎年度、エネルギー使用量及び CO₂ 排出量を集計・分析し、進捗を確認するとともに、目標達成に向けて計画的な改善を行います。</p>

第8章 計画の推進体制・進捗管理



8-1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国、県、他自治体、町民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、図8-1に示すように町民、事業者、学識経験者で組織する「豊郷町廃棄物減量等推進協議会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「豊郷町ゼロカーボン推進協議会」において新たな施策や事業の拡充を検討します。

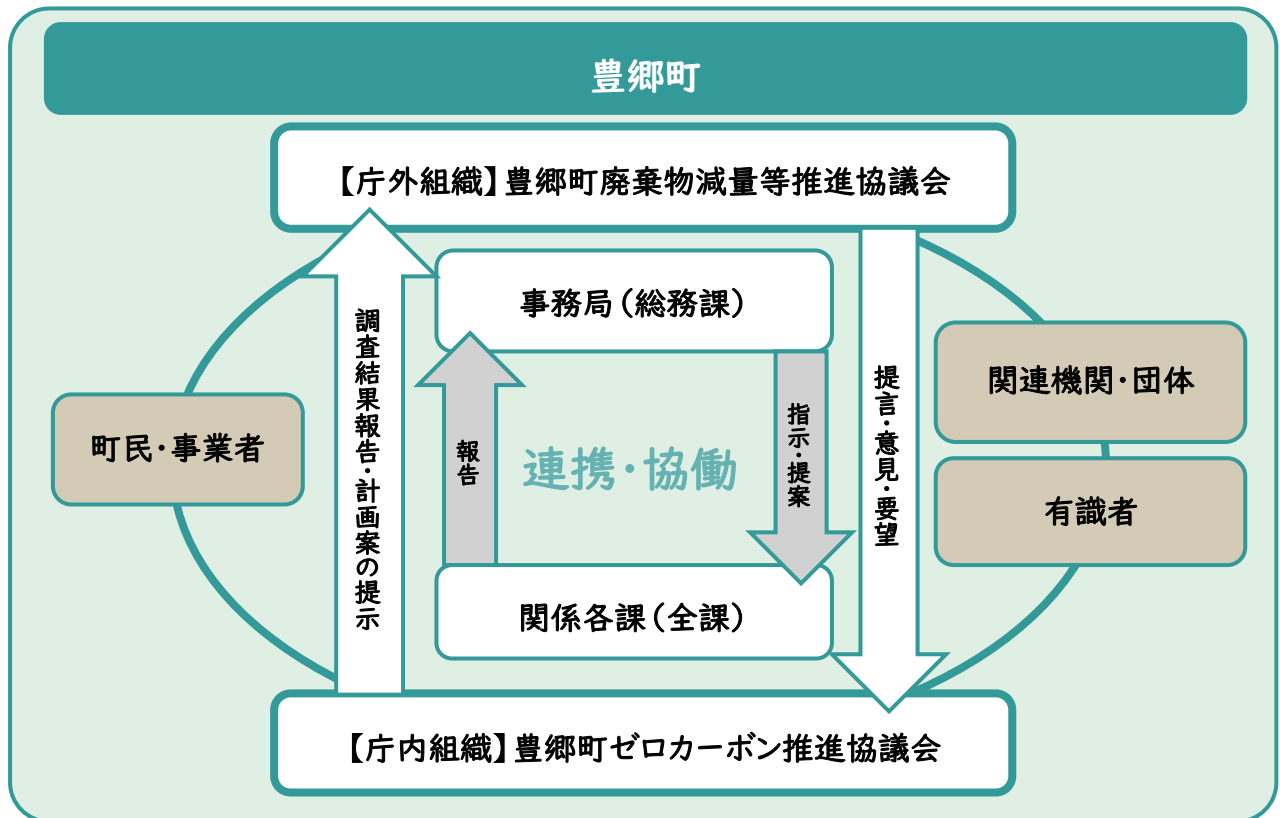


図8-1 計画の推進体制

8-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、定期的に区域の二酸化炭素排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。

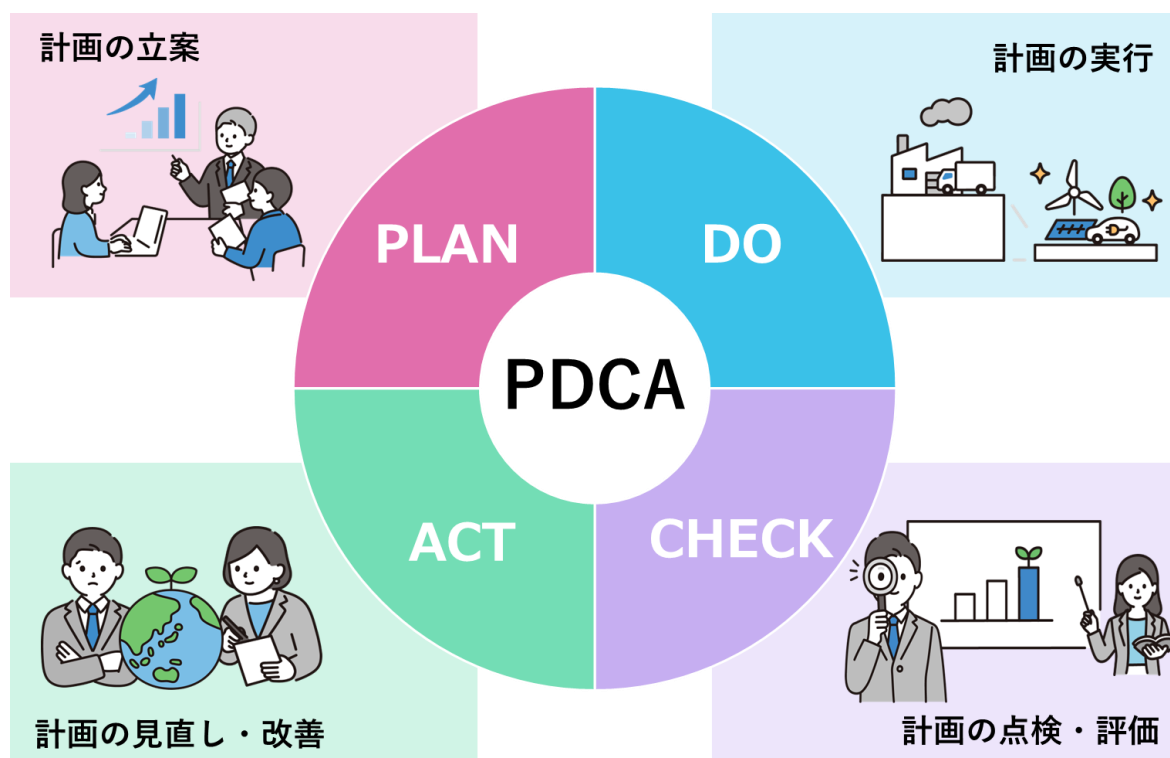


図8-2 PDCA サイクル

資料編



1 豊郷町廃棄物減量推進員会議設置について

(1) 豊郷町廃棄物減量推進員会議設置要綱

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を協議するため、豊郷町廃棄物減量等推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について調査、協議する。

- (1) ごみの分別収集の実施方法に関すること。
- (2) ごみの減量化および再生利用の推進方策に関すること。
- (3) 散在性ごみ対策および不法投棄の防止に関すること。
- (4) 住民啓発に関すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 各字代表者
- (2) その他町長が適当と認めた者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 協議会には、会長および副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときには、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第 6 条 会長が必要であると認めたときは、委員以外の者にも会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、住民生活課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

(2) 委員名簿

順不同

	氏名(敬称略)	字	役職名	協議会役職
1	西村 伊兵衛	安食西	区衛生委員	会長
2	樋口 貞明	日栄	区長	副会長
3	森 靖之	石畑	福祉衛生係長	
4	野田 恭子		環境係長	
5	伊藤 登	四十九院	協議委員	
6	加藤 真奈美		区長の妻	
7	岸田 修	安食西	区衛生委員	
8	早川 泰司	安食南	厚生部長	
9	山口 勇太可		厚生副部長	
10	上田 勝己	三ツ池	区事業改革推進員	
11	青山 真也	高野瀬	環境衛生部長	
12	青山 新弥		日栄小 PTA 支部長	
13	西澤 武	沢		
14	中村 富士男			
15	藤野 義人	上枝	衛生班長	
16	浦部 利弘		副衛生班長	
17	辻 敬二	吉田	区衛生委員長	
18	上林 純子			
19	宮尾 重治	雨降野	区長	
20	榎 吉友		衛生班長	
21	西山 繁	八町	協議員	
22	西山 慶子		日赤奉仕団班長	
23	池戸 智史	八目	協議員	
24	山崎 英美		協議員	
25	鈴木 勉市	杉		
26	齊藤 翼	日栄	衛生班長	

2 豊郷町地球温暖化対策実行計画の策定経過

(1) 豊郷町廃棄物減量推進員会議の開催状況

開催日	審議内容
令和8年1月14日(水)	計画書原案の確認

(2) アンケート実施状況

豊郷町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)住民アンケート結果

アンケート期間	令和7年10月27日(月)~11月12日(水)
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,000名
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	246件・24.6%

豊郷町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)事業者アンケート結果

アンケート期間	令和7年10月27日(月)~11月12日(水)
調査対象	豊郷町内事業者 100社
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	19件・19%

(3) パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和8年2月20日(金)~3月6日(金)
周知方法	豊郷町のホームページ
閲覧場所	豊郷町のホームページ、総務課窓口
結果	提出人数0人、提出件数0件

3 二酸化炭素排出量の算定方法

第4章に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

(1) 現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	製造業から排出される CO ₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量 = 都道府県の製造業炭素排出量 / 都道府県の製造品出荷額等 × 市区町村の製造品出荷額等 × 44 / 12
産業部門 (建設業・鉱業)	建設業・鉱業から排出される CO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量 = 都道府県の建設業・鉱業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
産業部門 (農林水産業)	農林水産業から排出される CO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量 = 都道府県の農林水産業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
業務その他部門	業務その他部門から排出される CO ₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量 = 都道府県の業務その他部門炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
家庭部門	家庭部門から排出される CO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量 = 都道府県の家庭部門炭素排出量 / 都道府県の世帯数 × 市区町村の世帯数 × 44 / 12
運輸部門 (自動車)	運輸部門(自動車)から排出される CO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量 = 全国の自動車車種別炭素排出量 / 全国の自動車車種別保有台数 × 市区町村の自動車車種別保有台数 × 44 / 12
一般廃棄物	一般廃棄物から排出される CO ₂ は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO ₂ /t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO ₂ /t)」を乗じて推計 <推計式> 市区町村の CO ₂ 排出量 = 焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.77 + 焼却処理量 × 全国平均合成繊維比率(0.028) × 2.29

(2) 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。（BAU 排出量＝現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量）

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成 25 (2013) 年度から令和 4 (2022) 年度の 10 年間のデータを基に、令和 12 (2030) 年度、令和 32 (2050) 年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成 21 (2009) 年度から令和 6 (2024) 年度*の 16 年間のデータを基に、令和 12 (2030) 年度、令和 32 (2050) 年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成 21 (2009) 年度から令和 6 (2024) 年度*の 16 年間のデータを基に、令和 12 (2030) 年度、令和 32 (2050) 年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成 25 (2013) 年度から令和 4 (2022) 年度の 10 年間のデータを基に、令和 12 (2030) 年度、令和 32 (2050) 年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成 21 (2009) 年度から令和 6 (2024) 年度*の 16 年間のデータを基に、令和 12 (2030) 年度、令和 32 (2050) 年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成 25 (2013) 年度から令和 4 (2022) 年度の 10 年間のデータを基に、令和 12 (2030) 年度、令和 32 (2050) 年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成 25 (2013) 年度から令和 4 (2022) 年度の 10 年間のデータを基に、令和 12 (2030) 年度、令和 32 (2050) 年度の二酸化炭素排出量を予測

※経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和 6 (2024) 年度までは令和 2 (2020) 年度と同数値で推移すると仮定。

4 気候変動の将来予測及び影響評価

(1) 将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が21世紀末(2100年頃)に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

ア 農業・林業

項目	予測される影響
農業	<p>水稻:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に見ると、現在より 3℃を超える高温条件では、北日本を除き、水稻収量は減少すると予測されている。 ・一等米の比率については、高温耐性品種への作付転換が進まない場合、登熟期間の気温上昇(出穂後 20 日間の平均気温が 27℃を超える場合)により、2031~2050 年頃にかけて低下することが見込まれている。 ・将来のコメ収量予測では、気温上昇により一時的に収量は増加傾向を示すものの、2061~2080 年頃をピークに減少に転じるとされている。 ・高 CO₂条件下(現状より約 200ppm 上昇)では、イネ紋枯病やイネいもち病の発病増加が確認された事例があり、病害リスクの増大が懸念される。 ・気温上昇に伴い、害虫および寄生性天敵の年間世代数が増加し、水田における害虫・天敵相の構成が変化する可能性が指摘されている。 ・高温・高 CO₂条件下での屋外水田実験では、整粒率(品質指標)の低下が確認されており、収量だけでなく品質面での影響が顕在化すると考えられる。 <p>果樹:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜や果樹等では生育障害、着色遅延および害虫の多発等の影響が大きくなり、減収・品質低下が予測される。
水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖は 2030 年代には水温の上昇に伴う DO(溶存酸素)の低下、水質の悪化が予測されている。

イ 水環境・水資源

項目	予測される影響
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖は 2030 年代には水温の上昇に伴う DO(溶存酸素)の低下、水質の悪化が予測されている。
水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化などの気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。 ・気温の上昇によって農業用水の需要に影響を与えることが予測されている。

ウ 自然生態系

項目	予測される影響
陸域生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・天然林は、冷温帯に分布する樹種では分布域が縮小し、暖温帯に分布する樹種では拡大するものがあるとの報告がある。 ・実際の分布について、地形要因や土地利用なども影響するという予測もあるなど、不確定要素が大きいことも指摘されている。 ・若齢林よりも高齢林で台風による風害が発生しやすいと指摘されており、高齢林化が進むスギ・ヒノキなどの人工林における風倒木被害が懸念されている。 ・A2 シナリオでは、冷温帯林の構成種の多くは、分布適域がより高緯度、高標高域へ移動し、分布適域の減少が予測されている一方、暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が高緯度高標高

	域へ移動し、分布適域の拡大が予測されている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・クマゼミは、全国的に南から北へ分布域が拡大しており、県内においてもそれに伴い個体数が増加し、現在では県内全域に分布している。 ・南方系の蝶である「ツマグロヒョウモン」は、1990年頃から急激に個体数が増加し、現在では県内で最もよく見られる種の一つになっている。なお、増加の原因として都市化によるものとの指摘もある。 ・南方系の蝶である「ナガサキアゲハ」は、2000年以降、県中南部で急激に増加し、県内各地に定着したとされている。

エ 自然災害

項目	予測される影響
河川 (洪水)	<ul style="list-style-type: none"> ・4℃上昇(RCP8.5 シナリオ相当)時の d4PDF(気候変動の影響を考慮した多数の気象現象の計算を行った代表的データベース)を用いた降雨量変化倍率の値は、全国的に概ね 1.0 倍～1.5 倍の増加が予測されている(降雨継続時間12時間以上:1.2 倍、降雨継続時間3時間以上12時間未満:1.3 倍)。なお、4℃上昇時の洪水発生頻度は約4倍と想定されている。【R3 改訂:気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言】 ・2℃上昇(RCP2.6 シナリオ相当)時の d2PDF を用いた降雨量変化倍率の値は、全国的に概ね 0.9 倍～1.3 倍の増加が予測されている(降雨継続時間 12 時間以上:1.1 倍、降雨継続時間3時間以上12時間未満:1.1 倍、降雨継続時間3時間未満:1.1 倍)。なお、2℃上昇時の洪水発生頻度は約2倍と想定されている。【R3 改訂:気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言】 ・A1B シナリオにおいては、洪水を引き起こす可能性のある大雨が、日本の代表的な河川流域で今世紀末には現在に比べ有意に増加し、同じ頻度の降雨量は1～3割程度増加することについて、多くの文献で見解が一致している。 ・気候変動により、今後さらにこれらの影響が増大すると予測されており、施設の設計能力を上回る外力(豪雨や高潮等の自然現象)による水害が頻発することが見込まれている。発生頻度は比較的低いものの、施設の能力を大幅に上回る外力により、極めて大規模な水害が発生する懸念も高まっている。 ・A1B シナリオに基づき、全国 109 の一級水系流域を対象に、治水計画の目標安全度レベルの流域平均降雨量の将来変化倍率を整理したところ、全モデルを通じて全国的におおむね増加傾向にあった。53 モデル間でばらつきがあるものの、北海道・東北日本では比較的大きな値となった。【H30:政府適応計画】 ・上流で発生した土砂災害等によって供給された土砂が洪水によって下流部に運び出されることにより生じる土砂・洪水氾濫については、降雨量と土砂供給の関係が必ずしも解明されていない。これらの検討を踏まえ、降雨量の増加による供給土砂への影響を検討するとともに、河道計画との一体的な検討が必要となる。
山地	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間強雨や大雨の増加に伴い、土砂災害の発生頻度が増加するほか、突発的で局所的な大雨に伴う警戒避難のためのリードタイムが短い土砂災害の増加、台風等による記録的な大雨に伴う深層崩壊等の増加が懸念されている。 ・21世紀末の RCP8.5 シナリオにおける斜面崩壊は、都市近郊の丘陵地に大きな被害をもたらすと予測されている。降雨強度が1.2倍程度になった場合、一定区域内での斜面崩壊数は 1.8 倍程度に増加し、崩壊発生のタイミングも早くなること、また、累積雨量が 400mm を超過するケースが増えると、地下水位上昇の影響を受けて深層崩壊発生の危険度が全国的に高まる地域もあると指摘されている。【H30:政府適応計画】

オ 健康

項目	予測される影響
暑熱	<ul style="list-style-type: none"> ・熱ストレスによる死亡リスクは、450s シナリオおよび BAU シナリオ（2100 年における平均気温上昇（産業革命前比）が約 3.8℃及び約 2.1℃）では、今世紀中頃（2050 年代）には 1981～2000 年に比べ、約 1.8～約 2.2 倍、今世紀末（2090年代）には約 2.1～約 3.7 倍に達することが予測されている。 ・RCP8.5 シナリオでは、21 世紀半ばには四国を除き熱中症救急搬送患者が 2 倍以上に増加する県が多数になることが予測されている。【H30:政府適応計画】 ・循環器疾患や呼吸器疾患、腎臓疾患についても暑熱の影響で悪化すると指摘されていることから、今後の気温上昇により、熱中症救急搬送患者数が増加する可能性があることに加え、熱中症以外の搬送患者数も増加する可能性がある。 ・加えて、気候変動による複合的な影響として、停電が発生した際にエアコンが使えず熱ストレスが増大する等の可能性も予想される。

カ 産業・経済活動

項目	予測される影響
	影響度 A の項目なし

キ 国民生活

項目	予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	・短時間強雨や大型台風の発生による、電力・ガス供給、上下水道、交通、通信、廃棄物処理などインフラ・ライフラインへの影響が予測される。

(2) 豊郷町における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国、滋賀県の情報を基に、本町における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。なお、表中における記号について凡例は以下のとおりです。

【凡例】

・国の影響評価

重大性：特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」

緊急性、確信度：高い「●」、中程度「▲」、低い「■」

・町への影響度

A：国・県の影響評価でいずれも重大性が●、緊急性・確信度が●であるもの

B：国・県の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるもの

C：県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本町に当該地域特性がないもの

分野・項目			国の評価			滋賀県の評価	町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在/将来予測される影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	●	A
		野菜等	◆	●	▲	●	B
		果樹	●	●	●	●	A
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	●	B
		畜産	●	●	▲	●	B
		病虫害・雑草等	●	●	●	-	C
		農業生産基盤	●	●	●	●	A
		食料需給	◆	▲	●	-	C
		茶(県独自項目)	-	-	-	●	C
		花き(県独自項目)	-	-	-	●	B
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	●	B
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲	-	C
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	-	C
		増養殖業	●	●	▲	-	C
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲	●	B
水資源・水環境	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	●	B
		河川	◆	▲	■	●	B
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	-	C
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	●	A
		水供給(地下水)	●	▲	▲	-	C
		水需要	◆	▲	▲	●	B
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲	●	B
		自然林・二次林	●	●	●	●	A
		里地・里山生態系	◆	●	■	-	C
		人工林	●	●	▲	-	C
		野生鳥獣の影響	●	●	■	●	B
		物質収支	●	▲	▲	●	B
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■	-	C
		河川	●	▲	■	-	C
		湿原	●	▲	■	-	C
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●	-	C
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	-	C
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	-	C
	その他	生物季節	◆	●	●	-	C
		分布・個体群の変動	●	●	●	-	C
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■	-	C
		沿岸域の藻場生態系による	●	●	▲	-	C

		水産資源の供給機能等					
		サンゴ礁による Eco-DRR 機能等	●	●	●	-	C
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■	-	C
沿岸域 自然災害・	河川	洪水	●	●	●	●	A
		内水	●	●	●	-	C
	沿岸	海面水位の上昇	●	▲	●	-	C
		高潮・高波	●	●	●	-	C
		海岸侵食	●	▲	●	-	C
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	●	C
	その他	強風等	●	●	▲	●	B
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲	-	C
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	-	C
		熱中症等	●	●	●	●	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	-	C
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	●	B
		その他の感染症	◆	■	■	-	C
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	-	C
脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)		●	●	▲	-	C	
その他の健康影響		◆	▲	▲	-	C	
産業・経済活動	製造業	—	◆	■	■	●	B
	食品製造業	—	●	▲	▲	-	C
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	●	B
	商業	—	◆	■	■	●	B
	小売業	—	◆	▲	▲	-	C
	金融・保険	—	●	▲	▲	-	C
	観光業	レジャー	◆	▲	●	●	B
	自然資源を活用したレジャー業	—	●	▲	●	-	C
	建設業	—	●	●	■	●	B
	医療	—	◆	▲	■	-	C
	その他	海外影響	◆	■	▲	-	C
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	●	A
	文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●	●	B
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	●	A

5 用語集

あ 行

●一酸化二窒素(N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の265倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令(平成11年政令第143号)第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴うCO₂の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量[L等]が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴うCO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になる。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

平成27(2015)年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●三フッ化窒素(NF₃)

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、クロロフルオロカーボン(CFC)等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約16,100倍。

●シェア

モノや空間等、さまざまなサービスを個人間で共有すること。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●森林環境譲与税

市町村においては、間伐等の「森林の整備に関す

る施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金のこと。

●スマート農業

ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。

●スマートメーター

毎月の検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネ化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されている。

●ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

た 行

●脱炭素経営

気候変動対策(脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

●地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアに限られる。

●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW~30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

●デコ活

二酸化炭素を減らす脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

は 行

●パーフルオロカーボン類 (PFCs)

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍など。

●バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス (再生可能な生物資源) を原料として発電を行う技術のこと。

●ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約1,300倍など。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成 27 (2015) 年 12 月に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効された。

●ヒートアイランド現象

緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のよう形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。

●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因 (土地用途、法令、施工等) を満たさないもの」を除いたもの。

ま 行

●メタン (CH₄)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。

ら 行

●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄(SF₆)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約 23,500 倍。

数字・アルファベット

●30・10(さんまる・いちまる)運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむというもの。一人一人が「もったいない」を心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみ、食品ロスを削減する取組。

●5R

「リフューズ(断る)」「リデュース(減らす)」「リユース(繰り返し使う)」「リペア(修理する)」「リサイクル(再資源化する)」を組み合わせた、ごみを減らすための R で始まる行動。

●BAU(ビーエーユー、現状すう勢ケース)

「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を元に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。

●BCP(ビーシーピー)

災害等の緊急事態における企業や団体の事業継続計画(Business Continuity Planning)のこと。BCP の目的は、自然災害やテロ、システム障害等危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図ることにある。

●COP(コップ)

「Conference of the Parties(締約国会議)」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

●ESCO(エスコ)事業

住民や事業者が目標とする省エネルギー課題に対して包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果(導入メリット)の一部を報酬として受け取る事業。

●EV(イーブイ)

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●FCV(エフシーブイ)

「Fuel Cell Vehicle(燃料電池車)」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。

●FIT(フィット)

「Feed-in Tariff」の略で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

●GX(ジーエックス)

「Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)」の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。

●IPCC(アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

●PDCA(ピーディーシーエー)サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●PHV(ピーエイチブイ)

「Plug-in Hybrid Vehicle(プラグインハイブリッド自動車)」の略称で、エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。

●REPOS(リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)

わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。

●SDGs(エスディー・ジーズ)

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定されている。

●ZEB(ゼブ)

「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

●ZEH(ゼッチ)

「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称で、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅のこと。

豊郷町 地球温暖化対策実行計画

編集・発行 豊郷町 総務課
〒529-1169
滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地
TEL 0749-35-8111
発行 令和8(2026)年 4 月
